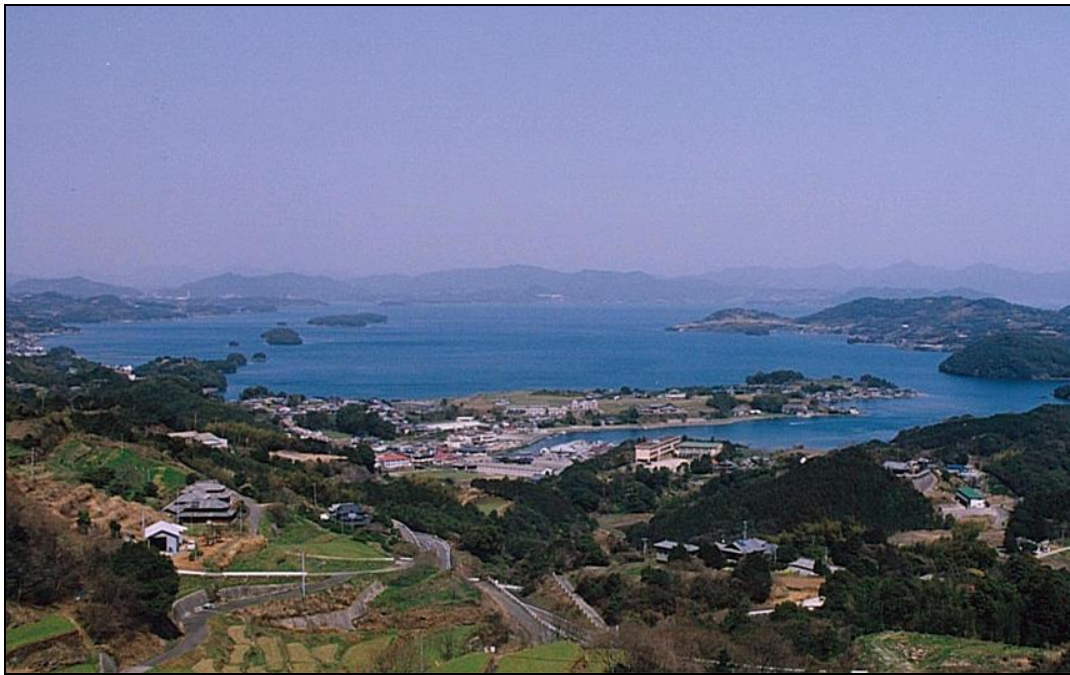


大村湾沿岸海岸保全基本計画

～波静かな琴^{うみ}の湖～



八人ヶ岳公園より大村湾を望む(西彼町)

令和8年3月

長 崎 県

はじめに

長崎県本土のほぼ中央に位置する大村湾沿岸は、閉鎖的で波静かな大村湾を囲む地域であり、空港、高速道路が整備され交通の要衝として活力ある地域である。

本沿岸には諫早市、大村市を中心として、県央生活創造圏に位置づけられる。これらの都市は大村ハイテクパーク、諫早中核工業団地等企業の立地が盛んで、長崎、佐世保の中間に位置する第3の都市圏を形成している。

西岸は、長崎市琴海町から西海市西彼町、針尾瀬戸周辺にかけて、変化に富んだリアス式海岸と紺碧の海に浮かぶ小島が美しい海と緑の景勝の地になっている。また、針尾瀬戸周辺の渦潮は日本の三大急潮に選ばれている。

湾内の漁港は全て第一種漁港であり、古くから天然真珠自生地として知られているが、近年は水質悪化等により低迷している。

県では大村湾の水質浄化対策として平成15年に策定された長崎県「大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、県市町等各行政主体が大村湾の水質保全対策を積極的かつ計画的に展開し推進している。

本資料は、これら大村湾沿岸の特性を踏まえ、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸づくりを目指し、今後おおむね10年間の海岸保全を実施していく上で基本となる「大村湾沿岸海岸保全基本計画」を策定したものである。

「令和8年3月変更にあたって」

令和2年11月20日に変更された海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、『大村湾沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」、「海岸保全に関するその他の重要事項」を見直し、変更するものである。

令和元年より

〔国・有識者等〕

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討会」の開催

- ・国土交通省と農林水産省は共同で、学識者・有識者等から構成される検討会を開催
- ・海岸における気候変動適応策を具体化すべく、気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる潮位や波の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討

令和2年7月

〔国・有識者等〕

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言 公表

令和2年11月

〔国〕

「海岸保全基本方針」の改定

- ・「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため改定

〔都道府県〕

「海岸保全基本計画」の改定

目 次

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本理念	1
1. 基本理念	1
第Ⅱ章 海岸の保全に関する基本的な事項	3
1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項	3
2. 海岸の現況	4
2.1 自然環境	4
2.2 海岸と人との関わり	6
2.3 海岸整備の状況	10
2.4 海岸の現況特性の総括	13
3. 海岸の防護に関する事項	15
3.1 防護の目標	15
3.2 防護に関する施策	15
4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	17
4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策	17
5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	18
5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策	18
第Ⅲ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	19
1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性	19
1.1 海岸のブロック区分	19
1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方	21
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域	27
3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置	27
4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況	27
5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	27
第Ⅳ章 海岸保全に関するその他の重要事項	49
1. 関連計画との整合性の確保	49
2. 関係行政機関との連携調整	49
3. 地域住民の参画と情報公開	49
4. 調査研究の推進	50
5. 計画の見直し	50

第 I 章. 海岸の保全に関する基本理念

1. 基本理念

長崎県は、日本列島の最西端に位置し、北松浦半島、西彼杵半島、島原半島と五島列島、対馬島、壱岐島等大小 596 の島々等からなり、有明海、橘湾、対馬海峡、東シナ海等の海に四方を囲まれている。海岸線総延長は 4,175 km におよび、我が国で第 2 位の長さを誇る海洋県である。

地形は、急峻な山地が海岸までせまり、平地が少ないため、海岸の背後には人口、資産、社会資本等が集積している。

各所に見られる入江は、天然の良港となり、古くから各地の港湾や漁港が交通の要所になっている。県内各地では多種多様な沿岸漁業や東シナ海を主な漁場とする沖合・遠洋漁業が盛んに行われている。また、大村湾や浅茅湾（対馬）の真珠、五島・壱岐・対馬沿岸、松浦沿岸をはじめとして各地におけるマダイ、ハマチ、フグなど養殖業が盛んで、我が国有数の漁業生産を誇っている。

本県の沿岸には、港湾や全国一の数を有する漁港が点在し、さらに、複雑な海岸線がつくりだす入江には大小さまざまな造船所がみられる。以上のように本県の沿岸は、生産・生活の場を各地で提供している。

一方、本県では、台風や冬季季節風等による高波被害を頻繁に受けている。また長崎港や有明海においては、地形特性により局部的に高潮被害が発生している。

多くの離島・半島からなる海岸は、複雑に入り込み、美しい景観を形成しており、西海国立公園、雲仙天草国立公園、壱岐対馬国定公園、玄海国定公園や 4 箇所の県立公園などに指定されている。その豊かな自然環境は人々の心を和ませ、県内外から多くの人々が訪れ、本県の重要な観光資源となっている。また、自然海岸が大半を占め、沿岸域には多くの魚類が生息する藻場が分布しており、貴重種であるカブトガニやアカウミガメなど多様な生物が生息・生育する貴重な場となっている。

古くは、平戸、五島列島、壱岐及び対馬などは、遣隋使、遣唐使や朝鮮通信使等の寄港地として、大陸との交流拠点となり、近世にあつては、平戸にポルトガル船が来航し、貿易とキリスト教の布教を行い、その後、長崎の出島において我が国唯一の貿易が認められ、大陸との架け橋としての役割を果たし、本県特有の歴史・文化を育んできた。また、多くの人々は海や海岸を海水浴場として利用しているほか、ペーロン大会・トライアスロンなどのイベント、ダイビング・ジェットスキーなどのマリンスポーツ、ブルーツーリズムなどの体験活動・学習活動等、人々の集い・憩いの場として活用している。

以上を踏まえ、本県における総合的な海岸保全に対し、より一層の安全確保と、良好な海岸環境の保全と整備、多様な海岸利用が適切に行われるよう、これからの海岸保全を進めるための基本理念を以下に示す。

基 本 理 念

『テーマ』

～ 四方しほうの海から人々をまもり 親しみある西海さいかいの海岸づくり ～

- ① 人々の生命と生活を守る海岸の整備
- ② 豊かな自然環境と共生する海岸の保全と整備
- ③ 憩い・交流の場としての海岸の実現

第Ⅱ章. 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項

海岸保全基本計画を策定する範囲は、海岸保全基本方針に基づき図-2.1及び表-2.1に示す長崎県の大村湾沿岸域（5市4町）とする。

大村湾沿岸の総延長は約313kmであり、その内海岸保全区域延長は191km、その他（一般公共海岸等の延長）は122kmである。海岸保全区域延長（要指定延長含む）の管理者別内訳は、国土交通省118km（水管理・国土保全局69km、港湾局49km）、農林水産省73km（農村振興局60km、水産庁13km）となっている。

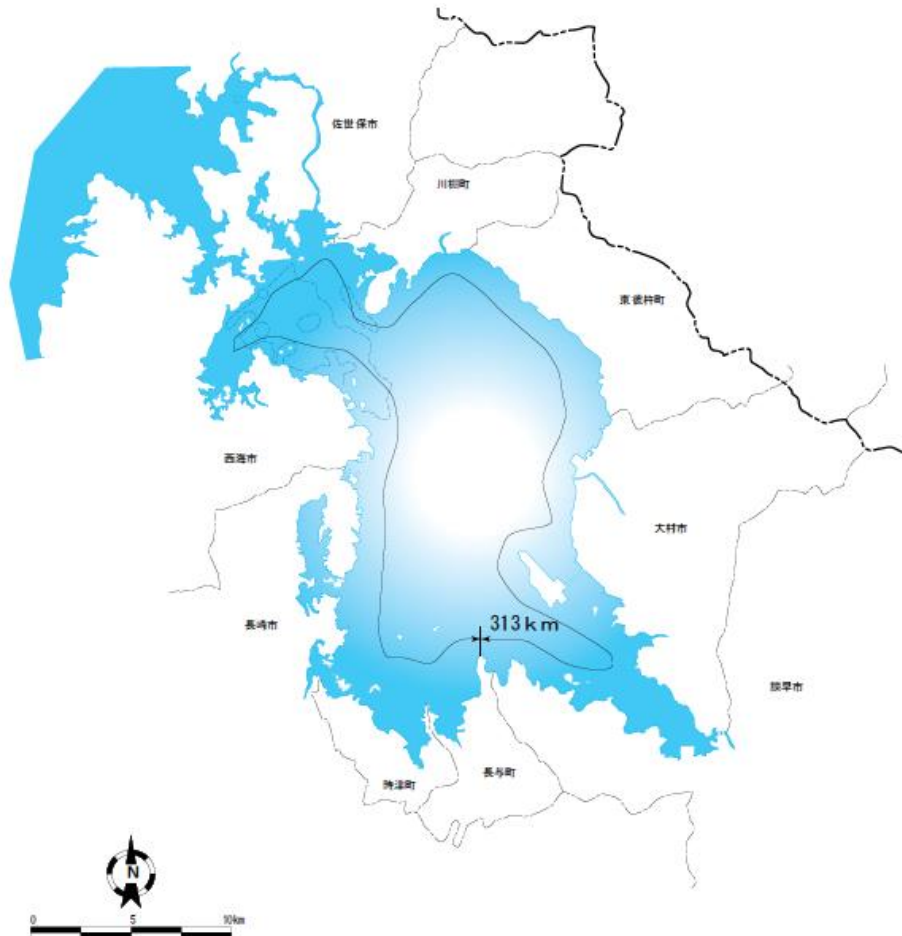


図-2.1 海岸保全基本計画を策定する範囲

表-2.1 関連市町村一覧

5市4町	市	諫早市、大村市、佐世保市、西海市、長崎市
	町	時津町、長与町、東彼杵町、川棚町

2. 海岸の現況

2.1 自然環境

(1) 地形・地質

大村湾の湾形は南北約 25km、東西約 12km とやや細長く、その水深は平均 15～20m で平坦な海底面が大部分を占めており、比較的波静かな海域であるが、湾口は潮流の激しい針尾瀬戸付近で溝状にえぐられ 30m 以上の深さになっている。

湾内の東岸は単調な海岸線、北岸は溶岩台地と湾入した江上浦、西岸は大串湾・形上湾・村松湾、南岸に時津湾・津水湾、数十の島々と沈降海岸の特徴を示す入江や岬がよく発達している。眼下に大村湾を望める琴ノ尾岳は長崎火山の峰の一つで、輝石安山岩でできている。

干潟は主に大村湾北部の佐世保市から川棚町にかけてと、南東部の大村市から諫早市にかけて多く見られ、早岐港や川棚港、彼杵港、時津港、長与港、久山港、大村市の一部では埋立等により干潟が失われている。

(2) 気象

大村湾沿岸は、西九州海洋型の気候区分となっており、温暖多雨で、年平均気温約 17.3℃、年降水量約 1,800mm、となっている。また、冬季の北西風が卓越した地域であり、冬季の平均風速は 4.4m/s 程度である。

(出典：気象庁 HP 大村)

(3) 流入河川

大村湾沿岸海域には、29 の二級河川が流入している。二級河川で代表的なものとしては、長与川（長与町）、喜々津川（諫早市）、郡川、鈴田川（ともに大村市）、彼杵川、千綿川（ともに東彼杵町）、川棚川（川棚町）等がある。

(4) 水質

大村湾沿岸海域の水質は、水質汚濁の主要な指標である COD（化学的酸素要求量）でみると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点 18 箇所（A 類型 18 箇所）のうち、殆どが環境基準を上回っており、令和 5 年において環境基準に適合しているのは 2 箇所に留まっている。

(出典：「令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」)

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が 1 箇所あり、遊泳期間中の水質は、判定 B（令和 7 年度）であり、区分は「可」である。

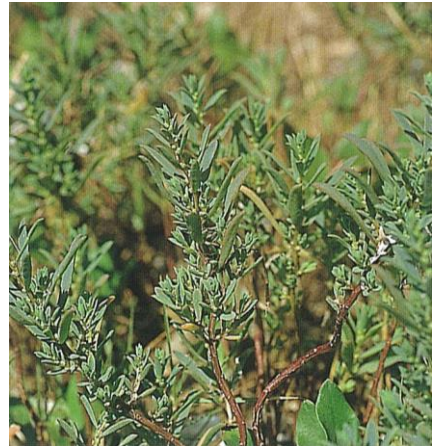
(出典：「令和 7 年度海水浴場水質（遊泳前）調査結果」)

(5) 生物相

1) 植物

大村湾沿岸域に生息する貴重な植物として、佐世保市、長与町、長崎市でウラギク、佐世保市でヒロハマツナ、長与町でリュウノヒゲモ（いずれも環境庁絶滅危惧Ⅱ類）が確認されている。

その他、大村市の干拓地を除く沿岸の殆どの範囲にアマモ場、ガラモ場、アラメ場等の藻場が見られる。特に大村湾北部には多く見られる。



ヒロハマツナ

2) 動物

大村湾沿岸域に生息する貴重な動物として、昆虫類は大村湾西部にヨドシロヘリハンミョウ（環境庁絶滅危惧Ⅱ類）、南部にタイワンツバメシジミ（同Ⅰ類）が確認されている。剣尾類は、大崎半島と箕島でカブトガニ（同Ⅰ類）が確認されている。

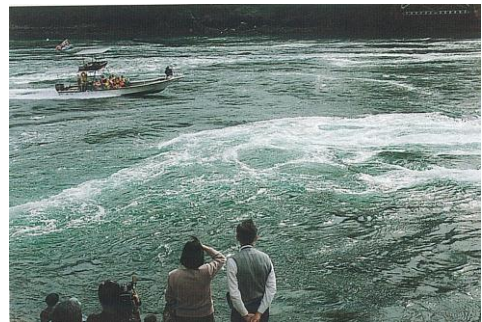
鳥類は大村湾北部でウミスズメ（同ⅠA類）、ツクシガモ（同ⅠB類）、ホウロクシギ、ツバメチドリ、カンムリウミスズメ、トモエガモ（いずれも同Ⅱ類）、湾奥部でカンムリウミスズメ、トモエガモ（いずれも同Ⅱ類）が確認されている。

(6) 海岸景観

大村湾西岸の変化に富んだリアス式海岸と穏やかな紺碧の海に浮かぶ小島や針尾瀬戸等の渦潮は、本沿岸独特の海岸景観を形成しており、一部は大村湾県立公園に指定されている。特に、針尾瀬戸は日本三大急潮のひとつに数えられている。

大崎半島沿岸は、海食を受けた奇岩が発達し、夕方にもなると、素晴らしい夕日を見ることが出来、半島全域が大崎自然公園となっている。

また、大村湾は頼山陽（江戸後期の儒学者・詩人）がその湾型から琵琶湖と対比して「琴の湖」と呼んだほど風光明媚な海湾である。



文化百選より
潮流・渦流(佐世保市・西海市)

2.2 海岸と人との関わり

(1) 人口

大村湾に接する市町村は5市4町あり、総人口は約100万人で、これは県全体の約76%にあたる。そのうち、長崎市の40.9万人、佐世保市の24.3万人、諫早市の13.3万人、大村市の9.5万人が際だって多く、続いて長与町4.0万人、時津町2.9万人、西海市2.6万人、川棚町1.3万人と続いている。(出典：令和2年国勢調査)

市町村別の人口推移をみると、大村市、時津町、が増加傾向で推移しており、上記以外の7市町については減少傾向にある。

(2) 産業

産業別就業者数は、第一次産業は西海市、東彼杵町で約15%と県平均の6.7%と比べて高く、逆にその他の市町は県平均よりも低い値を示している。全産業に占める漁業人口の割合は、2.4%の西海市が最も高く、いずれも低い値を示している。

第二次産業は、西海市で約31%、川棚町で26%を示しているが、その他の市町は20%前後である。

第三次産業は佐世保市、大村市、諫早市、長崎市、長与町、時津町で70%を越える高い比率を示し、それ以外の町でも50%以上の値を示している。

この比率を沿岸全域における昭和50年から令和2年までの過去45年間の推移で見ると、第一次産業が13.2%から3.5%と0.3倍に減少し、第二次産業は27.5%から19.5%と0.7倍に減少、第三次産業は59.0%から77.0%と1.3倍の増加を示している。(出典：令和2年国勢調査)

(3) 漁業

大村湾の10漁港は全て第一種漁港であり、中央部では小型底びき網漁業、刺網漁業、まき網漁業、真珠養殖が営まれている。また、大村湾北部や南部では大型魚礁が設置され、南東部では小規模増殖場が設置されている。

湾内は古くより天然真珠自生地として知られていたが、近年は水質悪化や経済不況等により低迷している。

(4) 交通

大村湾沿岸には10の地方港湾があり、湾内には大村港・長崎空港を起点として時津、ハウステンボスを結ぶ高速船が就航し、湾内をむすぶ交通・観光ルートが形成されている。

陸上交通は、大村湾東岸に国道34号、205号、大村湾西岸に国道207号、206号、205号が整備されている。またJR大村線が湾の東岸を諫早から佐世保方面に走り、湾南部に



長崎空港(大村市)

も一部に長崎本線が湾に沿って走っている。

航空路については、昭和 50 年 5 月に世界で初めての海上空港である長崎国際空港が開港し、長崎・東京間など各地と結んでいる。

(5) 歴史・文化

大化改新後の 7 世紀後半にこの地方は彼杵郡に区画された。鎌倉・室町時代に至って彼杵郡の各地域には伊木力氏・面高氏・河棚氏・日宇氏・深堀氏などの諸豪族が割拠していたとされ、その存在については現在残っている地名によって推意することができる。

16 世紀に入り戦国時代になると大村氏が台頭し、南蛮船が来航するようになり、キリスト教が布教されるようになる。キリシタン大名であった大村純忠は大村町の他 5 箇所を対外的に開いた。領民は次々とキリスト教に改宗し、大村氏領内の信者は 6 万人にも達し、日本全土の信者の約半数を占めることとなる。その後、豊臣秀吉や徳川幕府によってキリスト教は弾圧の時代になったが、大村藩主は信仰を貫き、長崎の領地を没収されたものの、近世大名になった。

1867 年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1871 年の廃藩置県により大村藩は長崎県に統合された。

こうした歴史の流れの中で生まれた文化財や史跡が今でも残り、その多くが大村市に集中している。

(6) 海洋性レクリエーション

大村湾沿岸の主要観光資源としては、オランダの古い建物や街並みを再現したハウステンボスが挙げられ、年間約 270 万人が訪れている (2014. 10~2015. 9)。

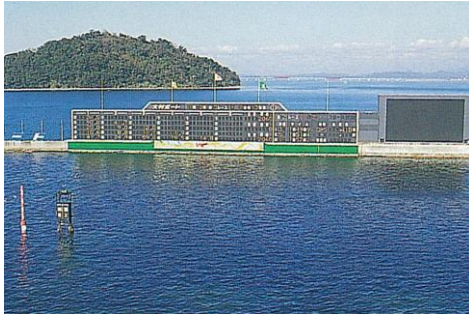
その他、海洋性レクリエーションとしては、湾東に大崎海水浴場 (川棚町; 平成 13 年利用者数約 14,500 人) 等の海水浴場がある。

大村市には、昭和 27 年に日本最初の競艇場として開設された大村競艇場があり、大型ビジョンが設置されるなど、最新鋭のレジャー施設として親しまれている。

また、長与町、時津町、長崎市等では伝統行事であるペーロン大会が開催されている。さらに、夏越まつり (大村市) では大村競艇場付近で花火大会が開催されている。



大崎海水浴場(川棚町)



大村競艇(大村市)



ペーロン大会(長与町)

(7) 地域住民の活動

大村湾沿岸においては、地域住民等による海岸清掃、環境保全等のボランティア活動が行われている。

(8) 関連計画

関連計画としては、国が定めた「豊かな海辺の創造・海岸長期ビジョン」(平成7年;海岸長期ビジョン研究会)、「21世紀の国土のグランドデザイン/全国総合開発計画」(平成10年)、「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針/21世紀の国土のグランドデザイン推進連絡会議決定」(平成12年)、「今後の海岸保全の基本的な考え方」提言(平成12年;今後の海岸のあり方検討委員会)等の方針・計画の他、長崎県及び沿岸の各自治体が、大村湾沿岸域の有効活用を目指した基本計画、総合計画を策定している。特に、平成15年12月には、「大村湾環境保全・活性化行動計画」が策定され、環境の保全と湾域の活性化を図ることとしている。それ以外にも総合計画や環境基本計画の主要施策に「海岸の利用・保全」、「水産資源の有効活用」等を挙げている。

長崎県と各市町の海岸保全に関わりのある事項を表-2.2に示す。

表-2.2 主な関連計画

自治体名	計画名	基本理念、方針等	大村湾沿岸に関わる施策・目標等
長崎県	長崎県総合計画 長崎県総合計画みんなの未来図 2030	ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく	施策の1つの「県民の暮らしと命を守る強靱な県土づくり」のなかで、「気候変動に伴い激甚化・頻発化している自然災害や大規模地震に備え、災害による被害を減らし、県民の生命・財産・暮らしを守るため、施設整備を積極的に推進」とある。
	長崎県環境基本計画	海・山・人、未来につながる環境にやさしい長崎県	基本目標の1つとして、「人と自然とが共生する地域づくり」、多様なニーズに対応した施設整備の推進とある。
	長崎県離島振興計画	ながさき しまの創生～しまの人口減少に歯止めをかける～	講じようとする分野別施策の1つとして、「防災対策の推進」とあり、「高波・高潮・海岸浸食・津波に対しては、海岸保全施設の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理に努める」とされている。
	水産業振興基本計画	多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり	基本目標として、主に、 ・資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり ・県産水産物の国内外での販売力強化 とある。
	第4期大村湾環境保全・活性化行動計画	みらいにつなぐ“宝の海”大村湾	住民や団体等の参加のもと大村湾の水質改善や自然環境の保全を進めるとともに、大村湾の活性化を図ることを目的とする。
諫早市	第2次諫早市総合計画	ひとが輝く創造都市・諫早市～笑顔あふれる希望と安心のまち～	施策の一部として、高潮、波浪、津波などによる海岸災害に備えて、防波堤や護岸など海岸保全施設の整備促進を図る「海岸保全推進」とある。
大村市	第5次大村市総合計画	～行きたい、働きたい、住みたい～ ～しあわせ実感都市 大村	施策の一部として、「災害に強いまちづくり」、「水産業の振興」、「上下水道の整備」等がある。
佐世保市	第7次佐世保市総合計画	・変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。 ・常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。 ・様々な文化。価値観を互いに尊重し認め合う「多様性」のあるまちをつくります。 ・郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。	施策の一部として、 ・水産業の振興：水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全 ・港湾：人流と物流を支えるみなとづくりとして「経済活動の基盤となる社会資本の整備」、「安全安心な港湾施設の計画的な維持管理」等がある
西海市	第2次西海市総合計画	活躍のまち さいかい ～みんなで目指す人口 30,000 人～	施策の1つとして「自然災害に強いまちの基盤づくり」とあり、「県の協力を得ながら、海岸保全事業などの各種事業を推進します」とある。
長崎市	長崎市第5次総合計画	個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市 つながりと創造で新しい長崎へ	基本施策として 「環境と調和した持続可能なまち」 「災害に強い安全安心なまち」をめざしますとある。
時津町	第6次時津町総合計画	生活都市 とぎつ ～誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ～	施策の1つとして、「漁業経営の安定化」とあり、「大村湾内全体の漁協・各種団体等の連携・協力による漁場環境の保全」とされている。
長与町	第10次長与町総合計画	人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ ～幸福度日本一のまちをつくる～	大村湾の特性を活かした海洋スポーツを推進するほか、県や流域市町と連携した各種の取組・イベント開催等により大村湾を活かしたまちづくりを進めます。
東彼杵町	第6次東彼杵町総合計画	ずっと暮らし続けたいまちづくり ～こどもたちの笑顔のために～	施策の一部として、「港湾施設の整備を推進します」とあり「県の事業を活用しながら、防波堤などの公共施設の整備を行います」とされている。
川棚町	第6次川棚町総合計画	自然を愛し くらし輝くまち	施策の一部として、「災害に強いまちづくり・危機管理体制の確立」や「つくり育てる漁業の振興を図り、漁業経営の安定化と人材育成を図る」とされている。

2.3 海岸整備の状況

(1) 既往災害と実態

1) 高 潮

大村湾は、針尾瀬戸及び早岐瀬戸の2箇所でのみ佐世保湾に通じる非常に閉鎖的な内海で、外洋波が直接進入することはなく、干満差が小さい。このため高潮災害は特に生じていない。

2) 高 波

大村湾は産業の発展に伴い、埋め立てにより住宅や工場が海岸線の背後地に建設されるようになったため、護岸の整備が行われている。

昭和26年10月の台風第11号(マージ台風)は長崎県からかなり離れて通り、最大風速も15~18m/sであったが、波浪被害が生じた。昭和31年の台風12号でも高波被害を受けた。昭和45年台風第9号、昭和51年台風第17号、昭和58年台風第10号、昭和59年台風第10号、平成3年台風19号などで高波被害が発生している。

3) 侵 食

長崎県は台風の常襲地帯であり、また、大村湾は西側に面した海岸があることにより、沿岸域に点在する砂浜海岸では、台風や冬季季節風に起因する波浪により、川棚町の梅ヶ崎海岸等では侵食被害を受けてきた。

(2) 海岸事業の変遷

大村湾沿岸における海岸整備は、概して昭和31年の海岸法制定以降災害復旧事業により部分的になされてきたが、本格的には昭和40年前後から始まり現在に及んでいる。

沿岸東部では、古くは軍や鉄道関係事業による護岸築造に始まり、その後の40年代には産業の発展に伴い用地護岸が造成された。現在では、海岸近くまで人家等が迫り従来の護岸整備では未だ越波等の被害があることから、離岸堤を備えた整備もなされている。

沿岸南部でも部分的な鉄道関係事業による護岸築造から、災害復旧事業、本格的海岸整備へと移行してきた。更にこの地域の両端でも工場用地や住宅用地の護岸が造成されてきた。沿岸西部では古くから石積護岸が多く、30年代の災害復旧事業に始まり、40年代から老朽護岸の改良や越波防止のための海岸整備が進められてきている。さらに、近年は海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、親水性護岸等の整備も行っている。

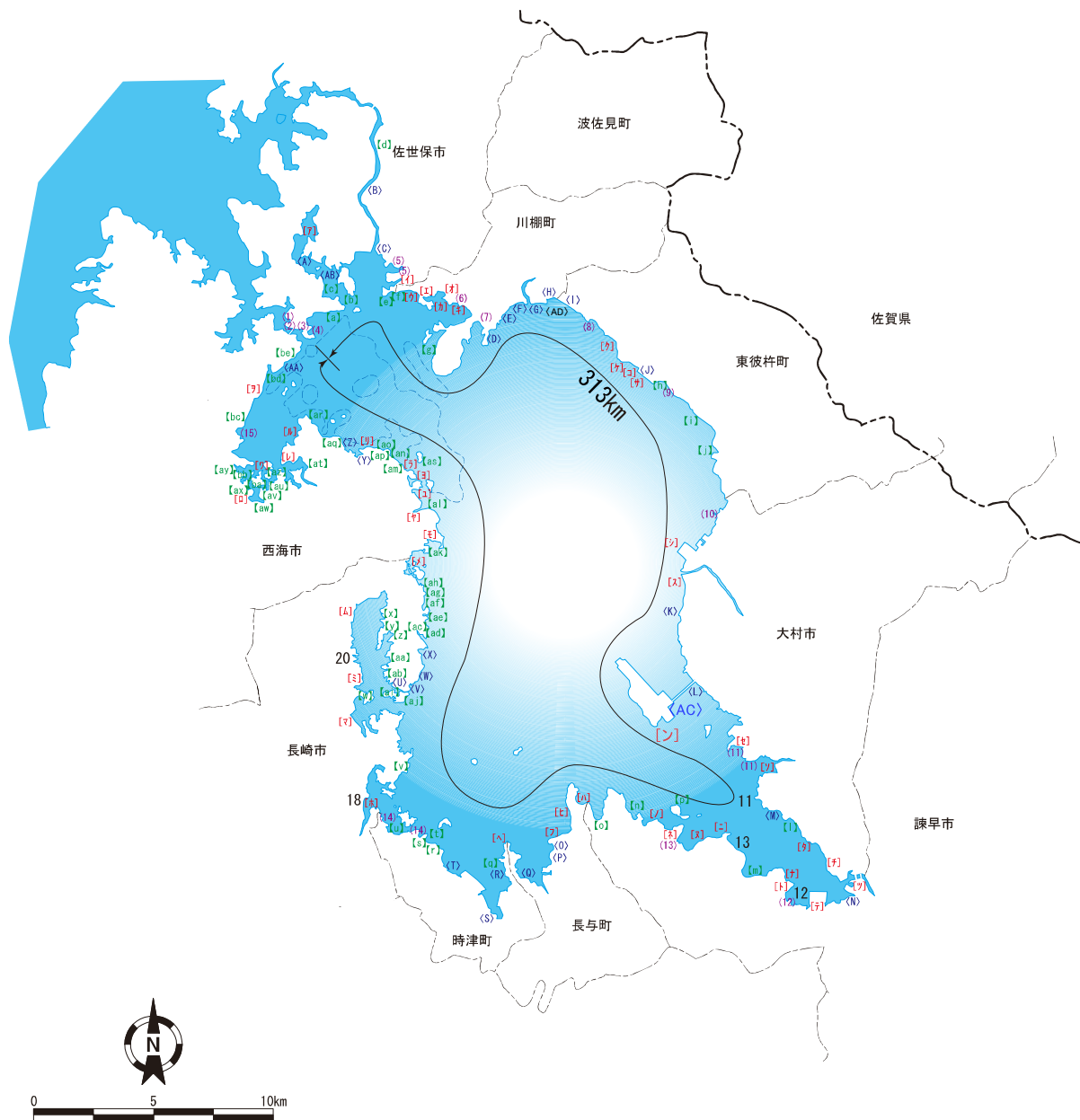
(3) 海岸総延長の内訳

大村湾沿岸では総延長313kmのうち191kmが海岸保全区域に指定されており、その中で海岸保全施設の整備が行われている。海岸保全区域の管理区分を表-2.3及び図-2.2に示す。

表-2.3 大村湾沿岸海岸総延長の内訳

項 目		延長(km)
沿岸海岸総延長 (要保全海岸延長+その他海岸延長-二線堤延長)		313
要保全海岸延長		191 (0)
海岸保全区域延長		191 (0)
国土交通省	水管理・国土保全局	69 (0)
	港湾局	49 (0)
農林水産省	農村振興局	60 (0)
	水産庁	13 (0)
要指定延長		0
その他海岸延長 (一般公共海岸を含む)		122

沿岸総延長は海岸統計（長崎県；H27）、その他の延長は海岸保全施設整備水準調査票（長崎県；H13）より抜粋（ ）の数値は二線堤延長を示す



所管	海岸名
国土交通省 河川局 (69Km)	[f]江上浦 [g]釜浦 [h]大藤平 [i]芦ヶ浦 [j]飯森谷 [k]惣津 [l]塩床 [m]口木田 [n]島田 [o]塚崎 [p]浦田 [q]福重 [r]竹松 [s]玖島崎 [t]陰平 [u]日泊 [v]清隆 [w]横島 [x]化屋 [y]小崎 [z]小浜 [aa]東寺畑 [ab]元釜 [ac]舟津 [ad]黒崎 [ae]堂崎 [af]潮井崎 [ag]一本松 [ah]白岩 [ai]村松 [aj]長浦 [ak]手崎 [al]形上 [am]元越 [an]切崎 [ao]池の山 [ap]東電浦 [aq]亀浦 [ar]小千 [as]宮浦 [at]藤行神 [au]下岳 [av]宝の崎 [aw]綱代 [ax]大串 [ay]真島
国土交通省 港湾局 (48Km)	(A)早岐港 (B)早岐港 (C)早岐港 (D)川棚港 (E)川棚港 (F)川棚港 (G)川棚港 (H)川棚港 (I)川棚港 (J)彼杵港 (K)大村港 (L)大村港 (M)三浦船津港 (N)久山港 (O)長与港 (P)長与港 (Q)長与港 (R)時津港 (S)時津港 (T)時津港 (U)小口港 (V)小口港 (W)小口港 (X)小口港 (Y)宮浦港 (Z)宮浦港 (AA)小迎港 (AB)早岐港 (AC)大村港 (AD)川棚港
農林水産省 農村振興局 (60Km)	[a]維崎 [b]高畑 [c]黒瀬 [d]下浜 [e]戸尺鼻 [f]梅ヶ崎 [g]太田 [h]小迫 [i]竹ノ下 [j]串島 [k]欠番 [l]半崎 [m]西園 [n]崎辺田 [o]大浦 [p]鹿島 [q]沖ノ瀬 [r]赤崎 [s]田ノ浦 [t]鷹島 [u]前島 [v]脇崎 [w]大瀬 [x]岩津 [y]外名串 [z]名串 [aa]松尾 [ab]下入道 [ac]浦底 [ad]矢別 [ae]高岳 [af]古泊 [ag]横瀬 [ah]斧櫃 [ai]先綱代 [aj]白頭 [ak]琵琶ノ首 [al]池 [am]御祭 [an]馬刃湯 [ao]黒崎 [ap]ヒギレ [aq]穀光浦 [ar]今綱代 [as]田島 [at]下河内 [au]平島 [av]持水 [aw]馬加 [ax]宝崎 [ay]毛屋島 [az]三島 [ba]竹島 [bb]前島 [bc]八木原 [bd]世岳 [be]赤水
農林水産省 水産庁 (13Km)	(1)針尾漁港 (2)針尾漁港 (3)針尾漁港 (4)針尾漁港 (5)久津漁港 (6)惣津漁港 (7)三越漁港 (8)東彼杵漁港 (9)東彼杵漁港 (10)松原 漁港 (11)東浦漁港 (12)喜々津漁港 (13)伊木力漁港 (14)子々川漁 港 (15)白浜漁港

※名称は地区名とし、港湾局所管については港湾名とした。
 ※各名称の「海岸」は省略した。
 ※区域を廃止した海岸については「欠番」と表記した。

図-2.2 海岸保全区域位置図

2.4 海岸の現況特性の総括

大村湾沿岸の現況特性を「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの観点から整理すると、次のようにまとめられる。

(1) 海岸の防護に係る現況特性

大村湾は、長崎県本土のほぼ中央部に位置し、南北約 25km、東西約 12km の海岸延長約 313km の海湾である。湾口は北西部に位置し、針尾瀬戸及び早岐瀬戸の狭小な2箇所でのみ佐世保湾を経て東シナ海に通じる非常に閉鎖的な内海であり、波静かな水域である。他の沿岸に比べ設計高潮位が低く、外洋波が直接進入することがないため、天端高は低い。

大村湾西岸は山付海岸が多く、国道などの社会基盤設備や住宅は入り江の湾奥に集中している。また、湾東部や南部は低平地が多く、背後地に国道、鉄道などの社会基盤施設が線的に集積しており整備が進められてきた。さらに、諫早市などで住宅や工場が海岸線の背後地に建設されるようになり、護岸の整備が進められている。

(2) 環境の整備と保全に係る現況特性

当沿岸域は地形並びに背後地の土地利用により、防護に重点を置いた人工的な海岸の整備が進められてきた。しかしながら、一方で自然海岸や藻場なども多く残り、大村湾県立公園に指定された自然景観にも恵まれた海岸である。

特に、大村湾西岸の変化に富んだりアス式海岸と穏やかな紺碧の海に浮かぶ小島や針尾瀬戸等の渦潮は、当沿岸独特の海岸景観を形成しており、一部は大村湾県立公園に指定されている。また、大崎半島ではカブトガニの生息が確認されている。

水質環境においては、大村湾は閉鎖的な海域であることから、湾口から湾奥へ進むに従い、湾内水は停滞ぎみになり、海底堆積物の増加による貧酸素水塊が形成され、赤潮を誘起する原因となっている。また、沿岸人口の増加による陸域からの汚濁負荷も多くなり、水質環境基準を超過していることから、漁場環境の低下が懸念されている。

(3) 公衆の適正な利用に係る現況特性

当沿岸域は海岸線沿いに国道や鉄道、空港などの社会基盤施設が整備され、その周囲に住宅、漁港、港湾及び農地などの生活・生産活動の場が混在して形成されるなど、古くから陸と海は密接な関係にある。しかしながら、水辺とのふれあいの場や自然資源を生かした整備は拠点的な整備に留まっている。

湾内は長崎空港を起点として時津、ハウステンボスとを結ぶ高速船が就航し、湾内をむすぶ海上交通・観光ルートが形成されている。

本沿岸の漁港は全て第一種漁港であり、小型底曳網漁業や真珠養殖など内湾ならではの漁業が行われ、南部の背後地ではミカン等の栽培が盛んに行われている。

主な観光資源としては、オランダの古い建物や街並みを再現したハウステンボスや湾口の西海橋及び湾西岸部のリゾート・レクリエーション施設などが挙げられる。長与町、時津町、長崎市などではペーロン大会が毎年開催されている。

3. 海岸の防護に関する事項

3.1 防護の目標

気候変動に関する現時点の最新の知見を基に、気候変動シナリオとして 2℃上昇シナリオを想定し、2100 年時点を想定年次として、防護水準（潮位・波浪・津波）を設定する。

また、気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図るものとする。

高潮に対しては、気候変動の影響を考慮し、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最大潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対し高潮被害を受けないことを目標とする。

また、侵食に対しては、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

大村湾沿岸における防護水準は、次表のとおりとする。

表-2.4 防護水準

市町村名	防護水準		
	高潮・越波 [※]		侵食
	潮位 (設計高潮位)	波浪	
佐世保市	T. P. +1. 36m [※]	適切に推算した 沖波推算値	現状の汀線維持を原則とし、必要に応じて汀線の回復
川棚町			
東彼杵町			
大村市			
諫早市			
長与町			
時津町			
長崎市			
西海市			

※ 気候変動シナリオとして 2℃上昇シナリオを想定し、2100 年時点を想定年次とした外力

3.2 防護に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (1) 海岸の防護に係る現況特性」を踏まえて、海岸の防護に関する以下の施策を講ずる。

〔高潮・越波対策〕

気候変動を考慮した防護目標を踏まえて、未整備箇所や天端高が不足する箇所について、整備効果や背後地の状況（人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況）等を総合的に勘案したうえで整備促進を図る。

海岸沿いに埋め立てによる宅地開発が進み、また主要道路が走るため、波浪による施設被害、越波被害が発生する海岸については、堤防、護岸、消波工等の設置を行う。

なお、防護水準を越える高潮・波浪に対しては、関係機関と連携し、警戒・避難体制整備や場所の周知、情報の提供等のソフト対策により被害の軽減に努める。

整備規模が大きく、整備に時間を要する施設等では、段階的な整備を取り入れることについても検討する。

〔砂礫浜侵食対策〕

侵食が進行している砂礫浜海岸にあつては、高潮・波浪に対してその海岸が有する防護機能を保持するため潜堤、離岸堤、養浜工等により砂礫浜の保全・回復を図る。

〔施設の老朽化対策〕

堤防・護岸等施設の老朽化が進んでいる海岸については、施設の機能の維持並びに回復を図る。

〔新技術の適用〕

これまで直立消波護岸等を適用してきたが、今後も環境・利用面とのバランスを図りながら、防護面に優れた有脚式離岸堤等の新技術の適用に努める。

〔海面上昇・異常海象への対応〕

地球温暖化等に伴う海面上昇や異常潮位等の異常海象については、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。また、気候変動に関するモニタリング結果や、気候変動に係る新たな知見、最新の予測結果を用いて、適宜、対応策を検討してくものとする。

4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (2) 環境の整備と保全に係る現況特性」を踏まえて、海岸環境の整備及び保全に関する以下の施策を講ずる。

〔自然への配慮〕

海岸保全施設等の整備に当たっては、多様な生態系や美しい景観の保全を図り、必要に応じ、生物の生育等に配慮した構造の導入を図る。

特に、貴重種が確認されている海岸の整備にあたっては、専門家等の意見を聴き、十分な注意を払いながら海岸の保全に努める。また、その他の海岸においては、必要に応じ専門家等の意見を聴くものとする。

〔海岸環境保全活動〕

景観を著しく損なう、漂着・放置ゴミの問題に対して、県としては、長崎県総合計画、長崎県環境基本計画、長崎県廃棄物処理計画等に基づく対策を推進する。また、海岸管理者としては、地域住民の参加を促し、ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める。

〔藻場の保全〕

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全を推進するよう「長崎県海の森づくり推進本部」などの関係機関との連携を図り、藻場の保全に努める。

〔水質保全対策〕

海域、流入河川、海水浴場の水質や沿岸域に生息する動植物等の海岸環境に関して、関係機関と連携を図り情報収集に努める。

〔新技術の適用〕

これまで海岸付近の自然環境を残すための潜堤等を適用してきたが、今後も防護・利用面とのバランスを図りながら、環境面に優れた水産協調型・環境配慮型ブロック等の新技術の適用に努める。

5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (3) 公衆の適正な利用に係る現況特性」を踏まえて、海岸における公衆の適正な利用に関する以下の施策を講ずる。

〔地域住民との連携〕

海岸を広く適切に活用し、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

〔海岸利用時のマナー向上〕

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等について関連機関との連携を図り、啓発活動を推進する。

〔利用者に配慮した施設計画〕

多くの人々は海や海岸を利用の場所と考えており、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。特に、高齢者や障害者等が海辺に近づき、自然とふれあうことの出来る施設のバリアフリー化の推進を含めた、海辺へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

〔生物保護のための車両乗入れ規制〕

砂浜に生息・生育する生物の保護を目的として、必要に応じて海岸への車の乗り入れについては、関係機関との連携を図り適正な規制を行う。

〔海岸の安全な管理〕

海岸利用の際に事故等が発生しないよう、海岸の安全な管理に努める。

〔新技術の適用〕

これまで緩傾斜護岸等を適用してきたが、今後も防護・環境面とのバランスを図りながら、利用面に優れた近自然型海浜安定化工法等の新技術の適用に努める。

第三章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性

海岸保全基本方針では、「防護」「環境」「利用」の3つの調和がとれた総合的な海岸の保全を推進することとしている。そこで以下のように、ブロック区分毎に環境面・利用面について評価を行い、海岸の保全を進めるに際して、環境、利用面に配慮しながら必要な防護策を実施していくものとする。

1.1 海岸のブロック区分

大村湾沿岸は海岸線延長が約313kmと長く、区域によってそれぞれ異なった特徴を有することから、表-3.1及び図-3.1に示すような自然的・社会的特性を考慮し、連続性・一体性のあるブロック区分を設定した。

表-3.1 ブロック分割

ブロック設定条件	内 容
①地形	岬と岬に挟まれた湾などの海岸線が連続していたり、海岸の方向や地形的条件が類似した区間
②背後地状況	市街地／山地といった背後地の地形や土地利用、社会条件が類似した区間
③海岸形状	浜／磯といった同系統の海岸形状である区間
④指定地域等	風致地区等の法的指定のかかった区間

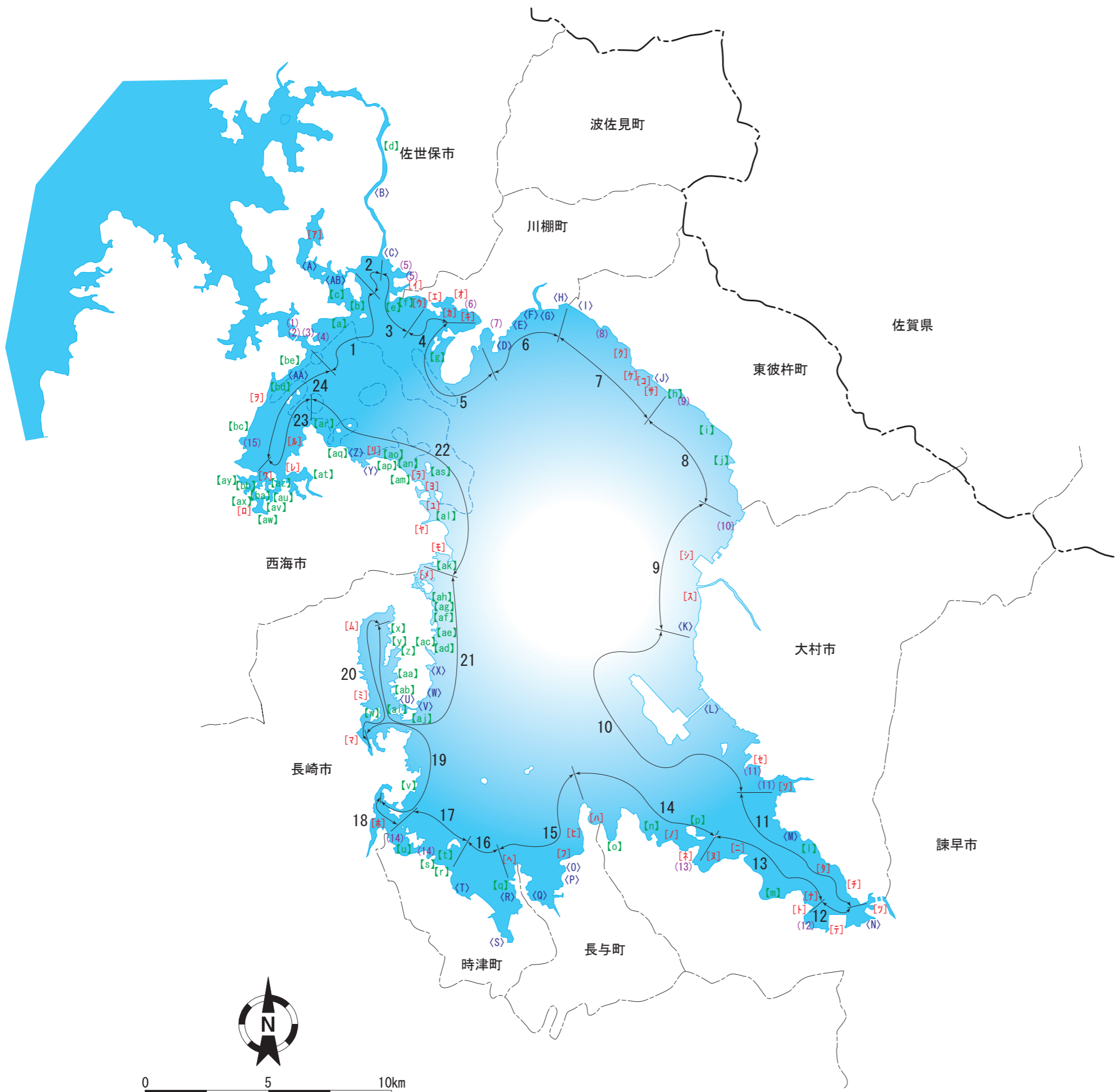


図-3.1 ブロック区分図

評価 ブロック	国土交通省 河川局	国土交通省 港湾局	農林水産省 農村振興局	農林水産省 水産庁
1	[ア]江上浦	<A>早岐港 <AB>早岐港	[a]錐崎 [b]高畑 [c]黒瀬	(1)針尾漁港 (2)針尾漁港 (3)針尾漁港 (4)針尾漁港
2		早岐港 <C>早岐港	[d]下浜	
3	[イ]釜浦 [ウ]大藤平		[e]戸尺鼻 [f]梅ヶ崎	(5)久津漁港
4	[エ]芦ヶ浦 [オ]飯森谷 [カ]惣津 [キ]塩床			(6)惣津漁港
5			[g]太田	
6		<D>川棚港 <E>川棚港 <F>川棚港 <G>川棚港 <H>川棚港		(7)三越漁港
7	[ク]口木田 [ケ]島田 [コ]塚崎 [カ]浦田	<I>川棚港 <J>彼杵港		(8)東彼杵漁港
8			[h]小迫 [i]竹ノ下 [j]串島	(9)東彼杵漁港
9	[ク]福重 [ス]竹松	<K>大村港		(10)松原漁港
10	[セ]玖島崎 [ソ]陰平 [シ]箕島	<L>大村港 <AC>大村港		(11)東浦漁港
11	[タ]日泊 [チ]溝陸	<M>三浦船津港	[k]欠番 [l]半崎	
12	[ツ]横島 [テ]化屋	<N>久山港		(12)喜々津漁港
13	[ト]小崎 [チ]小浜 [ニ]東寺畑 [ス]元釜		[m]西園	
14	[ホ]舟津 [リ]黒崎 [ハ]堂崎		[n]崎辺田 [o]大浦 [p]鹿島	(13)伊木力漁港
15	[ヒ]潮井崎 [フ]一本松 [ヘ]白岩	<O>長与港 <P>長与港 <Q>長与港		
16		<R>時津港 <S>時津港 <T>時津港	[q]沖ノ瀬	
17			[r]赤崎 [s]田ノ浦 [t]鷹島 [u]前島	(14)子々川漁港
18	[ホ]村松			
19			[v]脇崎	
20	[マ]長浦 [ミ]手崎 [ム]形上 [メ]元越		[w]大瀬	
21		<U>小口港 <V>小口港 <W>小口港 <X>小口港	[x]岩津 [y]外名串 [z]名串 [aa]松尾 [ab]下入道 [ac]浦底 [ad]矢別 [ae]高岳 [af]古泊 [ag]横瀬 [ah]斧櫃 [ai]先綱代 [aj]白頭	
22	[モ]切崎 [ヤ]池の山 [ユ]東亀浦 [ヨ]亀浦 [ラ]小干 [リ]宮浦	<Y>宮浦港 <Z>宮浦港	[ak]琵琶ノ首 [al]池 [am]御祭 [an]馬刃湯 [ao]黒崎 [ap]ヒギレ [aq]穀光浦 [ar]今綱代 [as]田島	
23	[ル]膝行神 [レ]下岳 [ロ]宝の崎 [リ]綱代		[at]下河内 [au]平島 [av]持水 [aw]鳥加 [ax]宝崎 [ay]毛屋島 [az]三島 [ba]竹島 [bb]前島	
24	[ヲ]大串	<AA>小迎港 <AB>早岐港	[bc]八木原 [bd]笹岳 [be]赤水	(15)白浜漁港

1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方

大村湾沿岸を分割した 24 つのブロックに対して、各ブロックで「海岸環境の整備及び保全」「海岸における公衆の適正な利用」の 2 つの観点のうち、どの特性を有しているのかを整理した。そのための評価指標、評価基準を表-3.2 に示す。なお、評価基準は次の 3 ランクに区分する。

- ◎ : 特に重要な項目
- : 考慮すべき項目
- △ : その他の項目

表-3.2 海岸の評価指標並びに評価基準

	項目	指標	ランク	評価基準
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 海岸林・鳥獣保護区 貴重な動物	◎	・ 特定植物群落が付近に分布する。 ・ 貴重な植物が多数分布する。 ・ 貴重な動物が多数分布する。
			○	・ 貴重な植物が分布する。 ・ 貴重な動物が分布する。
			△	・ 周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。 ・ 貴重な植物が分布しない。 ・ 貴重な動物が分布しない。
	海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等	◎	・ 海岸に関連した自然景観資源が存在する。 ・ 周辺が国立公園に指定されている。
			○	・ 周辺が国定公園、県立公園、風致地区に指定されている。
			△	・ 景観資源が特にない。
公衆の適正な利用	観光・レクリエーション	観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	◎	・ 集客力の高い観光資源がある。 ・ 集客力の高いレクリエーション施設がある。 ・ 海水浴場がある ・ 海辺で行祭事・イベントが開催されている。
			○	・ 観光資源がある。 ・ レクリエーション施設がある。
			△	・ 観光資源もレクリエーション施設も特にない。
	漁業	漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎	・ 第2種、第3種、第4種、特定第3種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸に多数ある。 ・ 大規模な第1種漁港がある。
			○	・ 第1種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸にある。
			△	・ 漁港や漁業施設がない。
	港湾	港湾の種類	◎	・ 重要港湾がある。 ・ 乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。
			○	・ 地方港湾、避難港、公告水域がある。
			△	・ 港湾区域、公告水域がない。
	背後地	市街地の有無 生活利用 教育利用	◎	・ 大規模な市街地が付近にある。 ・ 海岸で教育活動が行われている。 ・ 海岸の広い範囲で日常利用が行われている。
			○	・ 市街地が付近にある。 ・ 海岸で日常利用が行われている。
			△	・ 市街地もなく、利用も特にない。

上記基準の下で、ブロック毎の特性及び海岸保全に対する考え方を整理し、表-3.3 に示す。

なお、環境の整備と保全に対する総合評価は、生態系と海岸景観の項目のうち、良い方の評価とした。

また、公衆の適正な利用に対する各項目の評価は、各評価の評点を、◎：3点、○：2点、△：1点とし、総合評価については、各評価の合計点数が10～12点を◎、7～9点を○、4～6点を△とし、総評点数により評価した。

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		1 江上浦、早岐港 (大島、江立)、錐崎、 高畑、黒瀬、針尾漁港	2 早岐港(長畑、早岐)、 下浜	3 釜浦、大藤平、戸尺鼻、 梅ヶ崎、久津漁港	4 芦ヶ浦、飯森谷、惣津、 塩床、惣津漁港	5 太田	6 川棚港(三越、白石、新町、 平島、百津)、三越漁港					
ブロック区分の根拠		江上浦を中心とした地域である。 湾口は南東を向き、溺谷地形をなす。	佐世保湾を経て外海に通じる早岐瀬戸の地域である。	早岐瀬戸に通じる湾の東岸部に位置し、溺谷地形をなし、入り江が多い。	小串浦を中心とした地域である。 湾口は南西を向く。	大村湾内に突出した大崎半島部である。人工海浜が存在する。	大村湾と南方向に面する埋め立て地である。港湾が点在する。					
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設					
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、工業地、道路、その他	農地、道路、その他	宅地、農地、工業地、道路、その他					
	波浪等による被害	越波・飛沫(江上浦、錐崎)	越波・飛沫(早岐港(早岐))	海岸侵食(梅ヶ崎)	越波・飛沫(惣津)	越波・飛沫(太田)	越波・飛沫(川棚港(白石、百津))、 海岸侵食(三越)					
	水質 海域のCODの適合状況 (平成4~13年度水質測定結果)		基準に不適合(早岐港:A類型)、 平成5, 10, 13年度以外は基準に適合 (高圧線下:B類型)			大崎海水浴場(判定:B)	基準に不適合(川棚港:A類型)					
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落										
		: 重要な植物	ウラボク、シバナ	ハマボウ	ハマボウ、ヒロハマツナ							
		海岸林、鳥獣保護区			海岸林(梅ヶ崎)		大崎半島鳥獣保護区、 海岸林(太田)					
		貴重な動物 : 昆虫類	ヨトシロハシムヨウ	◎	○	◎	○	○				
		: 鳥類	ツクシガモ、トモガモ、 カンムリクミスズメ		トモガモ		シロハシムヨウ	○	○			
	: 両生類・爬虫類等	スナメリ(海遊)		スナメリ(海遊)		スナメリ(海遊)		○				
海域生態系 : 藻場	藻場: 明星ノ鼻南、 錐崎、江上浦、崎針尾、 大島西岸、大島東岸		藻場: 深谷、岡ノ谷	藻場: 釜浦、戸尺鼻、 大藤平西	藻場: 権現崎、小串西、 小串	藻場: 小串口、瀬戸ノ島、 大崎	藻場: 三越、白石、 川棚川東口					
海岸景観	自然景観資源	針尾瀬戸(潮流・渦流)	◎	△	△	△	△					
	景観地区指定等	大村湾県立公園				大崎半島(海食崖、陸けい砂州) 大村湾県立公園	◎					
	総合評価		◎	○	◎	○	◎					
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源										
		レクリエーション施設	△	ハウステンボス	◎	△	△	◎				
		行祭事・イベント					大崎自然公園、 大崎海水浴場	◎				
	漁業	漁港の種類	針尾(崎針尾): 第一種漁港	◎	△	○	○	△				
		養殖場等の漁業施設	ブリ、マガイ		真珠	○	真珠	△				
	港湾	港湾の種類	早岐港(地方港湾)	○	早岐港(地方港湾)	○	△	△				
	背後地	市街地の有無		ハウステンボス		早岐		川棚				
生活利用			△	○	○	△	△					
教育利用												
総評点数/総合評価	7点	◎	8点	○	6点	△	5点	△	6点	△	8点	○
海岸の保全に関する考え方	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動植物等の環境面と、レクリエーション施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		7 口木田、島田、塚崎、浦田、川棚港（小音琴、彼杵）、彼杵港、東彼杵漁港	8 小迫、竹ノ下、串島、東彼杵漁港	9 福重、竹松、大村港（竹松）、松原漁港	10 玖島崎、陰平、大村港（松山）東浦漁港、大村港（箕島）、箕島	11 日泊、溝陸、三浦船津港、半崎	
ブロック区分の根拠		大村湾と南西方向に面する。砂浜が存在する。	大村湾と南西方向に面する山付海岸である。合間の低地部では農地が点在する。	大村湾と西方向に面する埋め立て地である。砂浜が存在する。	沖合の空港島と背後の大村市街に挟まれた地域である。	大村湾奥の大村湾と西南方向に面する山付海岸である。	
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、人工施設	干潟、人工施設	砂浜または礫浜、人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫（口木田、小音琴）	越波・飛沫（小迫、千綿宿、瀬戸）	越波・飛沫（大村港（竹松）、松原）	越波・飛沫（東浦）	越波・飛沫（浜平、溝陸、半崎）、飛砂（浜平）	
	水質 海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）	基準に不適合（彼杵港：A類型）		基準に不適合（郡川沖：A類型）	基準に不適合（自衛隊沖、中央南、競艇場沖：A類型）	三浦海水浴場（判定：B）	
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落 ：重要な植物					
		海岸林、鳥獣保護区		海岸林（小迫）	海岸林（松原）	大村公園鳥獣保護区、海岸林（東浦）	海岸林（日泊、陸溝）
		貴重な動物：昆虫類			カワハメジミ		
		：鳥類			トモエガモ	トモエガモ	トモエガモ
		：両生類・爬虫類等	スナメリ（海遊）	スナメリ（海遊）	スナメリ（海遊）	カブトカニ、スナメリ（海遊）	スナメリ（海遊）
	海域生態系：藻場	藻場：中野平、琴浦、立神鼻	藻場：名切、浜平、塩屋、里	藻場：松原	藻場：白島西	藻場：舟津	
海岸景観	自然景観資源						
	景観地区指定等	多良岳県立公園	多良岳県立公園				
総合評価		○	○	○	○	○	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源					
		レクリエーション施設	彼杵海水浴場		△ 松原海水浴場	◎ 大村競艇場	◎ 日岳公園
		行祭事・イベント				夏越まつり（松山港）	ペーロン大会（船津）
	漁業	漁港の種類	東彼杵：第一種漁港	東彼杵：第一種漁港、東彼杵：第一種漁港	松原：第一種漁港	東浦：第一種漁港	
		養殖場等の漁業施設			カメ	あこや、カメ	◎ 小規模増殖場
	港湾	港湾の種類	川棚港（地方港湾）、彼杵港（地方港湾）		△ 大村港（地方港湾）	○ 大村港（地方港湾）	○ 三浦船津港
		背後地	市街地の有無	彼杵		大村	大村
生活利用					△ 日常生活利用（竹松）	◎ 日常生活利用（松山）	◎ 日常生活利用（船津）
教育利用				総合学習（竹松）	総合学習（松山）	総合学習（船津）	
総評点数／総合評価		9点	5点	10点	11点	10点	
海岸の保全に関する考え方		海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、海水浴場や教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、漁業施設や教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		12 横島、化屋、久山港、喜々津漁港	13 小崎、小浜、東寺畑、元釜、西園	14 舟津、黒崎、堂崎、崎辺田、大浦、鹿島、伊木力漁港	15 潮井崎、一本松、白岩、長与港（馬込、斉藤、白髪）	16 沖ノ瀬、時津港（西時津、浦、日並）	
ブロック区分の根拠		大村湾奥の埋め立て地帯である。	大村湾奥の大村湾と北東方向に面する山付海岸である。	大村湾南岸の山付海岸である。入り江が多い。	長与港を中心とした埋め立て地及び山付海岸である。	時津港を中心とした埋め立て地である。	
海岸の現況	海岸の状況	干潟、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路	宅地、農地、商業地、工業地、道路	
	波浪等による被害	越波・飛沫（横島、化屋）	越波・飛沫（元釜）	越波・飛沫（黒崎、堂崎）	越波・飛沫（潮井崎、一本松、長与港（白髪））	越波・飛沫（時津港（西時津））	
	水質 海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）	基準に不適合（久山港沖、喜々津川沖：A類型）	基準に不適合（祝崎沖：A類型）	基準に不適合（堂崎沖：A類型）	基準に不適合（長与浦：A類型）	基準に不適合（久留里沖：A類型）	
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落 ：重要な植物		リュウヒゲモ	ウラギク		
		海岸林、鳥獣保護区	海岸林（船津）	海岸林（小崎、東寺畑）	海岸林（一本松、白岩、沖ノ瀬）		
		貴重な動物：昆虫類			タイワンハメジミ		
		：鳥類	トモエガモ、ハブサ（飛来）	カムリウミスズメ、ミサコ（飛来）、トモエガモ	トモエガモ		
		：両生類・爬虫類等	スナドリ（海遊）	スナドリ（海遊）	スナドリ（海遊）	スナドリ（海遊）	
	海域生態系：藻場	藻場：大染島北、大染島南、日泊、山境	藻場：竹島	藻場：黒崎、浦川内、二見瀬鼻			
海岸景観	自然景観資源						
	景観地区指定等			大村湾県立公園	大村湾県立公園	大村湾県立公園	
総合評価		○	○	○	○	○	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源					
		レクリエーション施設	△	△	◎	△	
		行祭事・イベント			ペーロン大会（舟津）		
	漁業	漁港の種類	喜々津：第一種漁港		伊木力：第一種漁港		
		養殖場等の漁業施設			真珠、蚌	真珠、あこや	真珠、蚌
	港湾	港湾の種類	久山港（地方港湾）	△	△	長与港（地方港湾）	時津港（地方港湾）
	背後地	市街地の有無	諫早			長与	時津
生活利用		日常生活利用（久山、船津）	◎	△	日常生活利用（舟津）		
教育利用		総合学習（久山）					
総評点数／総合評価		8点	4点	9点	8点	9点	
海岸の保全に関する考え方		貴重な動物等の環境面と、教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や県立公園等の環境面と、イベントや漁港施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や県立公園等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	漁港施設や港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		17 赤崎、田ノ浦、鷹島、前島、子々川漁港	18 村松	19 脇崎	20 長浦、手崎、形上、大瀬	21 元越、小口港（小口、松尾、芳ノ浦、又兵衛）、岩津、外名串、名串、松尾、下入道、浦底、矢別、高岳、古泊、横瀬、斧櫃、先綱代、白頭	
ブロック区分の根拠		大村湾南岸の山付海岸である。合間に砂浜が点在する。	村松湾を中心とした地域である。湾口は東を向き、入り江が多い。	大村湾内に突出した脇崎部である。入り江が多い。	形上湾を中心とした地域である。湾口は東を向き、溺谷地形をなす。	大村湾内に突出した尾戸崎部である。リアス式海岸をなす。	
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、道路	宅地、農地、道路、その他	農地、道路、その他	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫（子々川）	越波・飛沫（村松）	越波・飛沫（脇崎）	越波・飛沫（長浦、手崎、形上）	越波・飛沫（元越、小口港（小口、芳ノ浦）、高岳）、海岸侵食（名串、浦底）	
	水質 海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）				基準に不適合（形上港：A類型）		
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落					
		：重要な植物	ハマボウ		テツホシダ、ウラギク	ウミヒメ	
		海岸林、鳥獣保護区	海岸林（赤崎、鷹島、田ノ浦、前島）	海岸林（村松）		海岸林（長浦、手崎）	
		貴重な動物：昆虫類			ヨトシロヘリハシムシ	ヨトシロヘリハシムシ	ヨトシロヘリハシムシ
		：鳥類					
	：両生類・爬虫類等	スナドリ（海遊）	スナドリ（海遊）	スナドリ（海遊）	スナドリ（海遊）	スナドリ（海遊）	
海域生態系：藻場	藻場：鷹島北部		藻場：戸根原	藻場：形上	藻場：名串、下ノ島		
海岸景観	自然景観資源	大村湾西海岸（多島海）		大村湾西海岸（多島海）、形上湾（溺谷）	形上湾（溺谷）	形上湾（溺谷）	
	景観地区指定等	大村湾県立公園		大村湾県立公園	大村湾県立公園	大村湾県立公園	
	総合評価	◎	○	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源					
		レクリエーション施設	△	△	△	◎	
		行祭事・イベント			ペーロン大会	ペーロン大会	
	漁業	漁港の種類	子々川：第一種漁港				
		養殖場等の漁業施設	○	◎	△	◎	◎
	港湾	港湾の種類	△	△	△	△	△
		市街地の有無		西海			
		生活利用	△		○	○	△
背後地	教育利用						
	総評点数／総合評価	5点 △	7点 ○	5点 △	8点 ○	10点 ◎	
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		22 切崎、池ノ山、東亀浦、亀浦、小干、宮浦、宮浦港（宮浦、宮浦東）、琵琶ノ首、池、御祭、馬刃湯、黒崎、ヒギレ、穀光浦、今網代、田島	23 膝行神、下岳、宝の崎、網代、下河内、平島、持水、鳥加、宝崎、毛屋島、三島、竹島、前島	24 大串、小迎港、早岐港、八木原、笹岳、赤水、白浜漁港		
ブロック区分の根拠		大村湾口部の山付海岸である。入り江が多い。	大串湾東岸部であり、リアス式海岸をなす。	大串湾西岸部であり、リアス式海岸をなし小島が点在する。		
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設		
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他		
	波浪等による被害	越波・飛沫（切崎、池ノ山、亀浦、宮浦、小干、穀光浦）	越波・飛沫（膝行神、下岳、網代）、海岸侵食（持水、鳥加、宝崎、三島、竹島、毛屋島）	越波・飛沫（大串）、海岸侵食（八木原、笹岳、赤水）		
	水質 海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）		平成6年度だけ基準に適合（大串湾：A類型）			
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落				
		：重要な植物	ハマボウ	ハマボウ		
		海岸林、鳥獣保護区				
		貴重な動物：昆虫類	ヨトシロヘリハシヨウ	ヨトシロヘリハシヨウ	ヨトシロヘリハシヨウ	
		：鳥類				
		：両生類・爬虫類等	スナリ(海遊)	スナリ(海遊)	スナリ(海遊)	
海域生態系：藻場	藻場：宮浦、穀光浦	藻場：諫崎	藻場：中郷			
海岸景観	自然景観資源			針尾瀬戸（潮流・渦流）		
	景観地区指定等	大村湾県立公園	大村湾県立公園	大村湾県立公園		
	総合評価	○	○	◎		
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源				
		レクリエーション施設	△	△	△	
		行祭事・イベント				
	漁業	漁港の種類			白浜：第一種漁港	
		養殖場等の漁業施設	あこや、葎	真珠、あこや、葎	真珠、葎	
	港湾	港湾の種類	宮浦港（地方港湾）		小迎港（地方港湾）、早岐港（地方港湾）	
	背後地	市街地の有無				
生活利用		△	日常生活利用（鳥加、毛屋島）	△		
教育利用						
総評点数／総合評価	7点	○	7点	○	7点	○
海岸の保全に関する考え方	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動植物等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は図-3.2に、区域一覧は、表-3.4に示すとおりとする。

整備しようとする区域の選定にあたっては、

- ・ 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において、防災施設の新設が望まれる海岸
- ・ 既に海岸保全施設が整備されている海岸において、高潮や侵食等の被害が発生したり、海岸保全施設の老朽化が進行している海岸
- ・ 海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている海岸

等のうち整備の必要性・重要性を勘案して選定し、新設、改良に関する工事を施工しようとする区域とする。

3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模を表-3.4に、配置を図-3.2に示す。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況

受益を受ける地域とその状況を表-3.4に示す。

5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化及びその他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表-3.4に、配置を図-3.2に示す。

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	長崎県 (水国局)	江上海岸 江上浦地区 (佐世保市江上町地先)	護岸	◎※	6209.8m	+1.1~2.2	6209.8m	~+2.4m	佐世保市江上町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				堤防	○	8.0m	—	—		—		
2	佐世保市	長崎県 (水国局)	久津海岸 釜浦地区 (佐世保市宮津町字釜浦12-3番地地先)	護岸	◎※	1785.00	+1.95~2.01	1785.00	~+2.7m	佐世保市宮津町の一部	農地	
3	川棚町	長崎県 (水国局)	新谷海岸 大藤平地区 (川棚町新谷郷地先)	護岸	◎※	642	3.3-3.5	642	~+3.0m	川棚町の一部	農地	
4	川棚町	長崎県 (水国局)	新谷海岸 芦ヶ浦地区 (川棚町新谷郷地先)	護岸	◎※	353	2.9	353		川棚町の一部	宅地 工業用地	
5	川棚町	長崎県 (水国局)	新谷海岸 飯森谷地区 (川棚町小串郷地先)	護岸	◎※	272	2.8	272		川棚町の一部	宅地 農地	
6	川棚町	長崎県 (水国局)	惣津海岸 惣津地区 (川棚町小串郷地先)	護岸	○	299	2.9	299		川棚町の一部	宅地	
7	川棚町	長崎県 (水国局)	小串海岸 塩床地区 (川棚町小串郷地先)	護岸	◎※	725	2.9	725		川棚町の一部	宅地	
8	東彼杵町	長崎県 (水国局)	口木田海岸 口木田地区 (東彼杵町口木田郷地先)	護岸	◎※	1232	2.0-8.6	1232	~+2.1m	東彼杵町の一部	宅地	
9	東彼杵町	長崎県 (水国局)	蔵本海岸 島田地区 (東彼杵町蔵本郷地先)	護岸	◎※	544	2.9-8.6	544		東彼杵町の一部	宅地	
10	東彼杵町	長崎県 (水国局)	彼杵海岸 塚崎地区 (東彼杵町彼杵宿郷地先)	護岸	○	235	2.8-3.4	235		東彼杵町の一部	宅地	
11	東彼杵町	長崎県 (水国局)	宿海岸 浦田地区 (東彼杵町彼杵宿郷地先)	護岸	◎※	183	3.3	183		東彼杵町の一部	宅地	
12	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 福重地区 (大村市寿古町福重地先)	護岸	◎※	1330	3.0m	1330	~+2.1m	大村市寿古町の一部	農地	
				突堤	○	30m	—	30m			宅地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
13	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 竹松地区 (大村市黒丸町竹松地先)	護岸	○	969.8m	2.6m~ 2.8m	969.8m	~+2.1m	大村市黒丸 町の一部	宅地 農地 道路	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
14	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 玖島地区 (大村市玖島一丁目玖島崎地先)	護岸	○※	778m	3.0m	778m	~+2.9m	大村市玖島 一丁目の一 部	宅地 道路	
				突堤	○	3基(268m)	—	3基(268 m)				
15	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 久原地区 (大村市陰平町地先)	護岸	○※	660m	2.6m ~3.0m	660m		大村市陰平 町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	2基(28m)	—	2基(28m)				
16	大村市	長崎県 (水国局)	三浦日泊海岸 日泊地区 (大村市日泊町地先) 【旧56条港湾の為、他の建設海岸と表現に違い有り】	護岸	○※	1040m	3.0m	1040m	~+2.3m	大村市日泊 町の一部	宅地 農地	
17	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 溝陸地区 (大村市溝陸町溝陸地先)	護岸	○※	3,070m	3.0m	3,070m			大村市溝陸 町の一部	
				突堤	○	1基(50m)	—	1基(50m)				
18	諫早市	長崎県 (水国局)	諫早海岸 真津山地区 (諫早市貝津町横島地先)	護岸	○※	409m	3m	409m	~+2.8m	諫早市貝津 町の一部	宅地 農地 道路	
19	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町木床地先)	護岸	○	810m	2.8m	810m			諫早市多良 見町の一部	宅地 道路
20	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町化屋地先)	護岸	○※	725m	2.8m	725m			諫早市多良 見町の一部	宅地 道路
21	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町小崎地先)	護岸	○※	440.5m	1.6m~1.9m	440.5m	~+2.6m	諫早市多良 見町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
22	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町小浜地先)	護岸	○※	28m	1.6m~1.8m	28m	~+2.6m	諫早市多良見町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
23	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 元釜地区 (諫早市多良見町東寺畑地先)	護岸	○※	739.5m	2.1m~2.7m	739.5m		諫早市多良見町の一部	宅地 農地	
24	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 元釜地区 (諫早市多良見町元釜地先)	護岸	○※	1398m	2.8m~4.8m	1398m		諫早市多良見町の一部	宅地 農地 道路	
				突堤	○	1基(25m)	—	1基(25m)				
25	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 舟津地区 (諫早市多良見町舟津地先)	護岸	○※	110m	2.9m~3.0m	110m	~+2.7m	諫早市多良見町の一部	宅地	
				突堤	○	1基(15m)	—	1基(15m)				
26	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 舟津地区 (諫早市多良見町黒埼地先)	護岸	○※	984m	—	984m		諫早市多良見町の一部	宅地 農地 道路	
				突堤	○	2基(23m)	—	2基(23m)				
27	長与町	長崎県 (水国局)	堂崎海岸 (長与町岡郷地先)	護岸	○	480m	—	480m	長与町岡郷の一部	事業所		
28	長与町	長崎県 (水国局)	潮井崎海岸 (長与町岡郷地先)	護岸	○	782m	—	782m	~+4.8m	長与町岡郷の一部	宅地 農地	
				突堤	○	2基 36m	—	2基 36m				
29	長与町	長崎県 (水国局)	一本松海岸 (長与町岡郷地先)	護岸	○	374m	—	374m		長与町岡郷の一部	事業所	
30	長崎市	長崎県 (水国局)	村松海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸	○	3,055m	—	3,055m	~+2.3m	長崎市琴海町の一部	宅地 農地	
				離岸堤	◎	—	—	4基 450m				
				突堤	○	3基 10m	—	3基 10m				

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
31	長崎市	長崎県 (水国局)	長浦海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸	○	2,778m	—	2,778m	~+3.0m	長崎市琴海 町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤	○	2基 20m	—	2基 20m				
32	長崎市	長崎県 (水国局)	手崎海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸	○	1,510m	—	1,510m	~+3.0m	長崎市琴海 町の一部	宅地 農地	
33	長崎市	長崎県 (水国局)	形上海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸	○※	3,663m	—	3,663m	~+2.5m	長崎市琴海 町の一部	宅地 道路 農地	
				護岸	○※	1,330m	+2.4m	1330m				
				突堤	○	4基 33m	—	4基 33m				
34	西海市	長崎県 (水国局)	風早海岸 元越地区 (西海市西彼町白似田郷地先)	護岸	○※	1690	1.7-4.2	1690	~+2.5m	西海市西彼 町の一部	宅地	
35	西海市	長崎県 (水国局)	風早海岸 切崎地区 (西海市西彼町風早郷地先)	護岸	○※	350	1.7-3.6	350	~+3.9m	西海市西彼 町の一部	宅地	
36	西海市	長崎県 (水国局)	風早海岸 池の山地区 (西海市西彼町風早郷地先)	護岸	○※	870	2.1-2.7	870		西海市西彼 町の一部	宅地 農地	
37	西海市	長崎県 (水国局)	亀浦海岸 東亀浦地区 (西海市西彼町亀浦郷地先)	護岸	○※	410	1.6-2.9	410		西海市西彼 町の一部	宅地 道路	
38	西海市	長崎県 (水国局)	亀浦海岸 亀浦地区 (西海市西彼町亀浦郷地先)	護岸	○※	850	1.5-2.2	850		西海市西彼 町の一部	宅地 道路	
39	西海市	長崎県 (水国局)	亀浦海岸 小干地区 (西海市西彼町亀浦郷地先)	護岸	○※	231	2.4-2.6	231	~+3.9m	西海市西彼 町の一部	宅地	
				護岸	○	69	1.7-3.4	69				
40	西海市	長崎県 (水国局)	宮浦海岸 宮浦地区 (西海市西彼町宮浦郷地先)	護岸	○※	220	2.3	220	~+3.9m	西海市西彼 町の一部	宅地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
41	西海市	長崎県 (水国局)	白崎海岸 膝行神地区 (西海市西彼町白崎郷地先)	護岸	○※	1900	0.6-2.1	1900	~+1.8m	西海市西彼町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
42	西海市	長崎県 (水国局)	下岳海岸 下岳地区 (西海市西彼町下岳郷地先)	護岸	○※	1990	1.0-1.7	1990		西海市西彼町の一部	宅地 農地	
43	西海市	長崎県 (水国局)	鳥加海岸 宝の崎地区 (西海市西彼町鳥加郷地先)	護岸	○※	161	0.7-3.0	161		西海市西彼町の一部	宅地	
				護岸	○	223	0.7-3.0	223				
44	西海市	長崎県 (水国局)	大串海岸 網代地区 (西海市西彼町大串郷地先)	護岸	○※	2720	0.8-2.8	2720		西海市西彼町の一部	宅地	
45	西海市	長崎県 (水国局)	大串海岸 大串地区 (西海市西彼町八木原郷地先)	護岸	○※	1490	1.9-3.2	1490		~+2.2m	西海市西彼町の一部	
46	大村市	長崎県 (水国局)	箕島海岸 箕島地区 (大村市箕島町地先)	護岸	○	1475	2.17	1475	~+2.9m	大村市箕島町の一部	道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
1	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 江立港地区 (佐世保市ハウステンボス町地先)	護岸	○※	1031.0m	不明	1031.0m	~+2.4m	佐世保市ハウステンボス町の一部	森林 宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 ・施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 ・波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を補充し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
2	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 大島港地区 (佐世保市広田町地先)	護岸	○	527.5m	1.6~2.1	527.5m	~+1.5m	佐世保市広田町の一部	宅地		
3	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 早岐港地区 (佐世保市広田町地先)	護岸	○※	6363.0m	0.7~1.8	6363.0m		—	佐世保市広田町の一部		宅地
				防潮堤	○※	3945.0m	不明	3945.0m					
4	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 長畑港地区 (佐世保市長畑町地先)	護岸	○※	1255.0m	不明	1255.0m	佐世保市長畑町の一部	森林			
5	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 三越港地区 (川棚町三越郷地先)	護岸	○	313	3.0	313	~+2.2m	川棚町の一部	宅地		
6	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 白石港地区 (川棚町白石郷地先)	護岸	○	131	2.9	131		川棚町の一部	宅地		
				堤防	○	485	2.4	485		川棚町の一部			
7	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 新町港地区 (川棚町白石郷地先)	堤防	○※	297	3.7	297		川棚町の一部	市街地		
8	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 平島港地区 (川棚町下組郷地先)	護岸	◎	1,023	—	1,023		川棚町の一部	宅地 市街地		
				護岸	○	15	2.2	15					
				堤防	○	127	2.7	127					
9	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 百津港地区 (川棚町百津郷地先)	護岸	◎	—	—	—	川棚町の一部	工業用地 道路			
				堤防	○※	762	2.3	762	川棚町の一部				

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
10	東彼杵町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 彼杵港地区 (東彼杵町大音琴郷地先)	護岸	◎※	127	不明	127	~+2.2m	東彼杵町の一部	宅地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				離岸堤	◎	165	—	165				
11	東彼杵町	長崎県 (港湾局)	彼杵港海岸 彼杵港地区 (東彼杵町彼杵宿郷地先)	護岸	○	91	3.0	91	~+2.1m	東彼杵町の一部	宅地	
12	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 竹松地区 (大村市富ノ原町竹松地先)	護岸	◎※	1136m	3m	1136m		大村市富ノ原町の一部	宅地 農地 道路	
13	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 松山地区 (大村市松山町地先)	護岸	◎※	1753.7m	3m	1753.7m	~+2.9m	大村市松山町の一部	宅地 道路	
14	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 八反田地区 (大村市水主町地先)	護岸	◎※	401m	3m	401m		大村市水主町の一部	宅地 道路	
15	大村市	長崎県 (港湾局)	三浦船津港海岸 船津地区 (大村市西武町船津地先)	護岸	◎※	927.8m	3m	927.8m	~+2.3m	大村市西部町の一部	宅地 農地 道路	
16	諫早市	長崎県 (港湾局)	久山港海岸 久山地区 (諫早市久山町地先)	護岸	◎※	809m	3m	809m	~+2.8m	諫早市久山町の一部	宅地 道路	
17	長与町	長崎県 (港湾局)	長与港海岸 馬込地区 (長与町馬込地先)	護岸	○	1,001m	+3.0m	1,001m	~+4.8m	長与町馬込の一部	農地	
				突堤	○	2基 57m	—	2基 57m				
				胸壁		50m	—	50m				
18	長与町	長崎県 (港湾局)	長与港海岸 白髭地区 (長与町岡郷地先)	護岸	○	331m	—	331m		長与町岡郷の一部	農地	
19	長与町	長崎県 (港湾局)	長与港海岸 斉藤地区 (長与町斉藤郷地先)	護岸	○	640m	+2.15m~	640m		長与町斉藤郷の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
20	時津町	長崎県 (港湾局)	時津港海岸 西時津地区 (時津町西時津郷地先)	護岸	○	730m	+2.5m	730m	~+2.6m	時津町西時津郷の一部	農地 道路	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				離岸堤	○	1基 100m	—	1基 100m				
				突堤	○	1基 13m	—	1基 13m				
21	時津町	長崎県 (港湾局)	時津港海岸 浦地区 (時津町久留里郷地先)	護岸	○	729m	+2.15m~	729m	時津町久留里郷の一部	農地		
22	時津町	長崎県 (港湾局)	時津港海岸 日並地区 (時津町日並郷地先)	護岸	○※	4,033m	+3.5m~	4,033m	時津町日並郷の一部	宅地 農地 道路		
23	長崎市	長崎県 (港湾局)	小口港海岸 芳ノ浦地区 (西時津郷地先)	護岸	○	1,604m	+1.5m~ +2.0m	1,604m	~+2.5m	時津町西時津郷の一部	宅地 農地	
24	長崎市	長崎県 (港湾局)	小口港海岸 小口地区 (長崎市琴海尾戸町地先)	護岸	○	1,305m	+1.3m	1,305m		長崎市琴海尾戸町の一部	宅地 農地 道路	
25	長崎市	長崎県 (港湾局)	小口港海岸 又兵衛地区 (長崎市琴海尾戸町地先)	護岸	○	228m	+1.2m~ +2.0m	228m		長崎市琴海尾戸町の一部	農地	
26	西海市	長崎県 (港湾局)	宮浦港海岸 宮浦東港地区 (西海市西彼町宮浦郷地先)	護岸	○※	506	1.9-2.3	506	~+3.9m	西海市西彼町の一部	宅地	
				護岸	○	13	不明	13		西海市西彼町の一部		
27	西海市	長崎県 (港湾局)	宮浦港海岸 宮浦港地区 (西海市西彼町宮浦郷地先)	護岸	○※	675	2.1	675	~+2.2m	西海市西彼町の一部	宅地	
				護岸	○	116	不明	116		西海市西彼町の一部		
28	西海市	長崎県 (港湾局)	小迎港海岸 小迎港地区 (西海市西彼町小迎郷地先)	護岸	○※	610.4	不明	610.4	~+2.2m	西海市西彼町の一部	宅地	
				離岸堤	○	320	1.6	320		西海市西彼町の一部		
29	東彼杵町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 小音琴地区 (東彼杵町小音琴郷地先)	離岸堤	◎	350	1.9	350	~+2.2m	東彼杵町の一部	宅地 農地 道路	
30	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 箕島地区 (大村市箕島町地先)	護岸	○	200	2.17	200	~+2.9m	大村市箕島町の一部	道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	長崎県(農村振興局)	佐世保海岸錫崎地区 佐世保市針尾東町2432から1695まで	護岸	○	2,222m	3.8	2,222m	~+2.4m	佐世保市針尾東町の一部	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤	○	1基20m	—	1基20m		—	—	
				消波	○	955m	—	955m		—	—	
2	佐世保市	長崎県(農村振興局)	佐世保海岸高畑地区 佐世保市針尾東町字六升又1178から字遠見岳995まで	護岸	○	1,523m	2.5	1,523m	~+1.5m	佐世保市東針尾町の一部	耕作地	
				突堤	○	2基42m	—	2基42m		—	—	
3	佐世保市	長崎県(農村振興局)	佐世保海岸黒瀬地区 佐世保市江上町字黒瀬4739から字大島4896まで	護岸	○	677m	3.3	677m	~+2.7m	佐世保市江上町の一部	耕作放棄地	
				突堤	○	2基42m	—	2基42m		—	—	
4	佐世保市	長崎県(農村振興局)	佐世保海岸下浜地区 佐世保市崎岡町1235-1から1210-1まで	護岸	○	584m	2.5	584m	~+1.5m	佐世保市崎岡町の一部	耕作放棄地	
5	佐世保市	長崎県(農村振興局)	佐世保海岸戸尺鼻地区 佐世保市宮津町8-5から8-8まで	護岸	○	1,022m	3.8	1,022m	~+2.0m	佐世保市宮津町の一部	耕作放棄地	
6	川棚町	長崎県(農村振興局)	川棚海岸新谷地区(東彼杵郡川棚町新谷郷字赤石2153-1~字梅ヶ崎2227)	護岸	○	217m	—	217m	~+2.0m	東彼杵郡川棚町の一部	農地	
7	川棚町	長崎県(農村振興局)	川棚海岸小串地区(東彼杵郡川棚町小串郷字太田770~字大崎55)	護岸	○	2750m	—	2750m		~+2.0m	東彼杵郡川棚町の一部	農地
				突堤	○	2基200m	—	2基200m	—		—	
8	東彼杵町	長崎県(農村振興局)	彼杵海岸宿地区(東彼杵郡東彼杵町宿郷字古金谷道下又口247-5~字小迫835)	護岸	○	550m	—	550m	~+2.0m	東彼杵郡東彼杵町の一部	農地	
				離岸堤	○	3基182m	—	3基182m		—	—	
9	東彼杵町	長崎県(農村振興局)	彼杵海岸瀬戸地区(東彼杵郡東彼杵町瀬戸竹ノ下郷字西瀬戸1322~字蒲渚1500)	護岸	○	518m	—	518m	~+2.0m	東彼杵郡東彼杵町の一部	農地	
				消波工	○	495m	—	495m		東彼杵郡東彼杵町の一部	農地	
				突堤	○	1基25m	—	1基25m		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名(地先)		改良「○」	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
10	東彼杵町	長崎県(農村振興局)	千綿海岸里地区(東彼杵郡東彼杵町里郷字串島北2180~平似田郷字松山1061)	護岸	○	120m	—	120m	~+2.0m	東彼杵郡東彼杵町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
11			海岸保全区域の廃止のため、項目削除									
12	大村市	長崎県(農村振興局)	大村海岸日泊地区(大村市日泊郷美野628~半崎452)	護岸	○	983m	—	983m	~+2.3m	大村市日泊郷の一部	農地	
13	諫早市	長崎県(農村振興局)	多良見海岸大草地区(諫早市多良見町大草東園名下東園又167~大草野副名大佐古1236)	護岸	○	745m	—	745m	~+2.6m	諫早市多良見町の一部	農地	
14	諫早市	長崎県(農村振興局)	多良見海岸鹿島地区(諫早市多良見町船津郷字鹿島1920-3)	護岸	○	616m	—	616m	~+2.7m	諫早市多良見町の一部	農地	
15	諫早市	長崎県(農村振興局)	多良見海岸佐瀬地区(諫早市多良見町佐瀬郷字下須ノ瀬818~字前浦833)	護岸	○	808m	—	808m		諫早市多良見町の一部	農地	
				突堤	○	1基80m	—	1基80m		諫早市多良見町の一部	農地	
				消波工	○	210m	—	210m		諫早市多良見町の一部	農地	
16	諫早市	長崎県(農村振興局)	多良見海岸佐瀬地区(諫早市多良見町佐瀬郷字下り松2~字草木田25)	護岸	○	700m	—	700m		諫早市多良見町の一部	農地	
				突堤	○	2基	—	2基		諫早市多良見町の一部	農地	
17	時津町	長崎県(農村振興局)	時津海岸西時津地区(西彼杵郡時津町西時津郷字幸下1321~1347)	護岸	○	235.5m	—	235.5m	~+2.6m	西彼杵郡時津町の一部	農地	
18	時津町	長崎県(農村振興局)	時津海岸日並地区(西彼杵郡時津町日並郷字鷹島464~字綱代633)	護岸	○	510m	—	510m	~+2.1m	西彼杵郡時津町の一部	農地	
				突堤	○	4基40m	—	4基40m		西彼杵郡時津町の一部	農地	
19	時津町	長崎県(農村振興局)	時津海岸子々川郷地区(西彼杵郡時津町子々川郷字赤崎1155-イ~字田浦1125)	護岸	○	219m	—	219m		西彼杵郡時津町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
20	時津町	長崎県(農村振興局)	時津海岸子々川郷地区(西彼杵郡時津町子々川郷字前島957-1~957-15)	護岸	○	384m	—	384m	~+2.1m	西彼杵郡時津町の一部	農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
21	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸戸根郷地区(長崎市琴海町戸根郷字脇崎96-1~字群瀬305)	護岸	○	1402m	—	1402m	~+2.6m	長崎市琴海町の一部	農地	
				堤防	○	50m	—	50m		長崎市琴海町の一部	農地	
				突堤	○	4基	—	4基		—	—	
				離岸堤	○	80m	—	80m		—	—	
22	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸長浦郷地区(長崎市琴海町長浦郷字先場930~字大瀬978)	護岸	○	465m	—	465m	~+3.0m	長崎市琴海町の一部	農地	
23	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字岩津2624~字外名串2443)	護岸	○	855m	—	855m	~+2.5m	長崎市琴海町の一部	農地	
24	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字外名串2436~字名串鼻2426)	護岸	○	163.5m	—	163.5m		長崎市琴海町の一部	農地	
25	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字下松尾1565-1~字外名串2410)	護岸	○	1721m	—	1721m		長崎市琴海町の一部	農地	
				堤防	○	90m	—	90m		長崎市琴海町の一部	農地	
				樋管		2基	—	2基		—	—	
				潮遊地		1カ所	—	—		—	—	
26	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字下入道1034~字スポリ953)	護岸	○	732m	—	732m		長崎市琴海町の一部	農地	
27	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字松ノ平1451~字下松尾1546)	護岸	○	360m	—	360m		長崎市琴海町の一部	農地	
28	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸長浦郷(長崎市琴海町長浦郷字芦ノ浦203~字先網代35)	護岸	○	477m	—	477m	長崎市琴海町の一部	農地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名(地先)		改良「○」	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
29	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸長浦郷(長崎市琴海町長浦郷字白頭299)	護岸	○	78m	—	78m	~+2.5m	長崎市琴海町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
30	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字網ヶ浦1935~字浦底平2900)	護岸	○	235m	—	235m		長崎市琴海町の一部	農地	
				堤防	○	60m	—	60m		長崎市琴海町の一部	農地	
				突堤	○	1基	—	1基		—	—	
				樋管		1基	—	1基		—	—	
31	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字矢別2945~字浅ノ浦2913)	護岸	○	145m	—	145m		長崎市琴海町の一部	農地	
32	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字矢別2950~字高岳3064)	護岸	○	170m	—	170m		長崎市琴海町の一部	農地	
				堤防	○	75m	—	75m		長崎市琴海町の一部	農地	
				樋管		1基	—	1基		—	—	
				潮遊地		1カ所	—	—		—	—	
33	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸大平地区(長崎市琴海町尾戸郷字高岳3066~大平郷人形瀬2)	堤防	○	248m	—	248m	長崎市琴海町の一部	農地		
				護岸	○	627m	—	627m	長崎市琴海町の一部	農地		
34	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸大平地区(長崎市琴海町大平郷字横瀬317~字人形瀬10)	護岸	○	502m	—	502m	長崎市琴海町の一部	農地		
35	長崎市	長崎県(農村振興局)	琴海海岸大平地区(長崎市琴海町大平郷字横瀬320~字馬垣525)	堤防	○	40m	—	40m	長崎市琴海町の一部	農地		
				護岸	○	400m	—	400m	長崎市琴海町の一部	農地		
				潮遊地		1カ所	—	—	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)		改良 「○」	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
36	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸風早地区(西海市西彼町風早郷字高辻1271~字琵琶の首1524)	護岸	○	1281m	—	1281m	~+3.9m	西海市西彼町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
37	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸風早地区(西海市西彼町風早郷字池1132~1177)	護岸	○	338m	—	338m		西海市西彼町の一部	農地	
38	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸亀浦地区(西海市西彼町亀浦郷字田島3-4~字田島18-24)	護岸	○	421m	—	421m		西海市西彼町の一部	農地	
39	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸亀浦地区(西海市西彼町亀浦郷字御祭21~字後田340、339-1)	護岸	○	320m	—	320m		西海市西彼町の一部	農地	
40	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸宮ノ浦地区(西海市西彼町宮ノ浦郷字馬刃潟2006~23)	護岸	○	300m	—	300m		西海市西彼町の一部	農地	
41	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸亀浦地区(西海市西彼町亀浦郷字江崎1695~馬刃潟2005)	護岸	○	635m	—	635m		西海市西彼町の一部	農地	
42	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸宮ノ浦地区(西海市西彼町宮ノ浦郷字宮ノ浦1226~字江崎1694)	護岸	○	380m	—	380m		西海市西彼町の一部	農地	
				堤防	○	380m	—	380m		西海市西彼町の一部	農地	
43	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸白崎地区(西海市西彼町白崎郷字藤崎1-口~母衣崎553-1)	護岸	○	1067m	—	1067m	~+1.8m	西海市西彼町の一部	農地	
				突堤	○	50m	—	50m		—	—	
44	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸白崎地区(西海市西彼町白崎郷字母衣崎576~今綱代639)	護岸	○	186m	—	186m		西海市西彼町の一部	農地	
45	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸下岳地区(西海市西彼町下岳郷字下河内772-3~字新大新田928-2)	護岸	○	364.6m	—	364.6m		西海市西彼町の一部	農地	
				樋門		2門	—	2門		—	—	
46	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸鳥加地区(西海市西彼町鳥加郷字建岩2424~字平島2373)	護岸	○	596m	—	596m		西海市西彼町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		
47	西海市	長崎県(農村振興局)	西彼海岸烏加地区(西海市西彼町烏加郷字ユルクワ浦2128-12~字持水2184)	護岸	○	526m	—	526m	~+1.8m	西海市西彼町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
48	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸烏加地区(西海市西彼町烏加郷字ヘユソ先1744~字京崎2092)	護岸 樋門	○	1075m	—	1075m		西海市西彼町の一部	農地		
49	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸烏加地区(西海市西彼町烏加郷字宝崎54~34)	護岸	○	231m	—	231m		西海市西彼町の一部	農地		
50	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸綱代地区(西海市西彼町大串郷字三島西平1921~1954)	護岸 突堤	○	568m 1基 35m	—	568m 1基 35m		西海市西彼町の一部	農地		
51	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸綱代地区(西海市西彼町大串郷竹島2158-8~2115-2)	護岸 突堤	○	349m 1基 60m	—	349m 1基 60m		西海市西彼町の一部	—		
52	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸綱代地区(西海市西彼町大串郷前島2161-49~2161-61)	護岸	○	542m	—	542m		西海市西彼町の一部	農地		
53	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸平山地区(西海市西彼町平山郷毛屋島2371-1~綿打湾2320-1)	護岸	○	583m	—	583m		西海市西彼町の一部	農地		
54	西海市	長崎県(農村振興局)	西彼海岸大串地区(西海市西彼町大串郷字立岩163-3~201-2)	護岸	○	437m	—	437m		~+2.2m	西海市西彼町の一部		農地
55	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸小迎地区(西海市西彼町小迎郷字笹の岳3530~字大子3619)	護岸	○	451m	—	451m			西海市西彼町の一部		農地
56	西海市	長崎県(農村振興局)	大串海岸小迎地区(西海市西彼町小迎郷字松崎404-2~字赤水360)	護岸	○	400m	—	400m			西海市西彼町の一部		農地

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	針尾漁港海岸 崎針尾地区 (佐世保市針尾東町地先)	護岸	○	96m	1.60	96m	~+2.4m	佐世保市針尾東町の一部	宅地 道路	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	久津漁港海岸 (久津地区)西泊地区 (佐世保市宮津町地先)	護岸	○	614m	1.40	614m	~+2.7m	佐世保市宮津町の一部	宅地 農地 道路	
				突堤	○	1基 20m	2.10	1基 20m		佐世保市宮津町の一部		
			久津漁港海岸 (久津地区)イボ石地区 (佐世保市宮津町地先)	護岸	○	878m	1.40	878m		佐世保市宮津町の一部	宅地 農地 道路	
3	川棚町	川棚町 (水産庁)	川棚西部漁港海岸 小串浜地区 (川棚町小串地先)	護岸	○	258m	+3.0m	258m	~+3.0m	川棚町小串郷の一部	宅地	
4	川棚町	川棚町 (水産庁)	川棚西部漁港海岸 三越地区 (川棚町三越郷地先)	護岸	○	1,055m	+1.5m ~+3.5m	1,055m	~+2.2m	川棚町三越郷の一部	宅地 道路	
				離岸堤	○	1基 160m	+1.8m	1基 160m		—		
5	東彼杵町	東彼杵町 (水産庁)	東彼杵漁港海岸 大音琴地区 (東彼杵町大音琴郷浦地先)	護岸	○	327.7m	3.1	327.7m	~+2.1m	東彼杵町大音琴郷の一部	宅地 道路 公園	
6	東彼杵町	東彼杵町 (水産庁)	東彼杵漁港海岸 千綿宿地区 (東彼杵町千綿宿郷西宿地先)	護岸	○	49.0m	3.5	49.0m	~+2.0m	東彼杵町千綿宿郷の一部	宅地	
7	大村市	大村市 (水産庁)	松原漁港海岸 松原地区 (大村市松原浦地先)	護岸	○	847m	1.3m~3.5m	847m	~+2.1m	大村市松原本町、松原2丁目の一部	宅地 道路	
	大村市	大村市 (水産庁)	松原漁港海岸 松原地区 (大村市裸島地先)	消波工	○	105m	2.5m	105m		大村市松原2丁目の一部	宅地 道路	

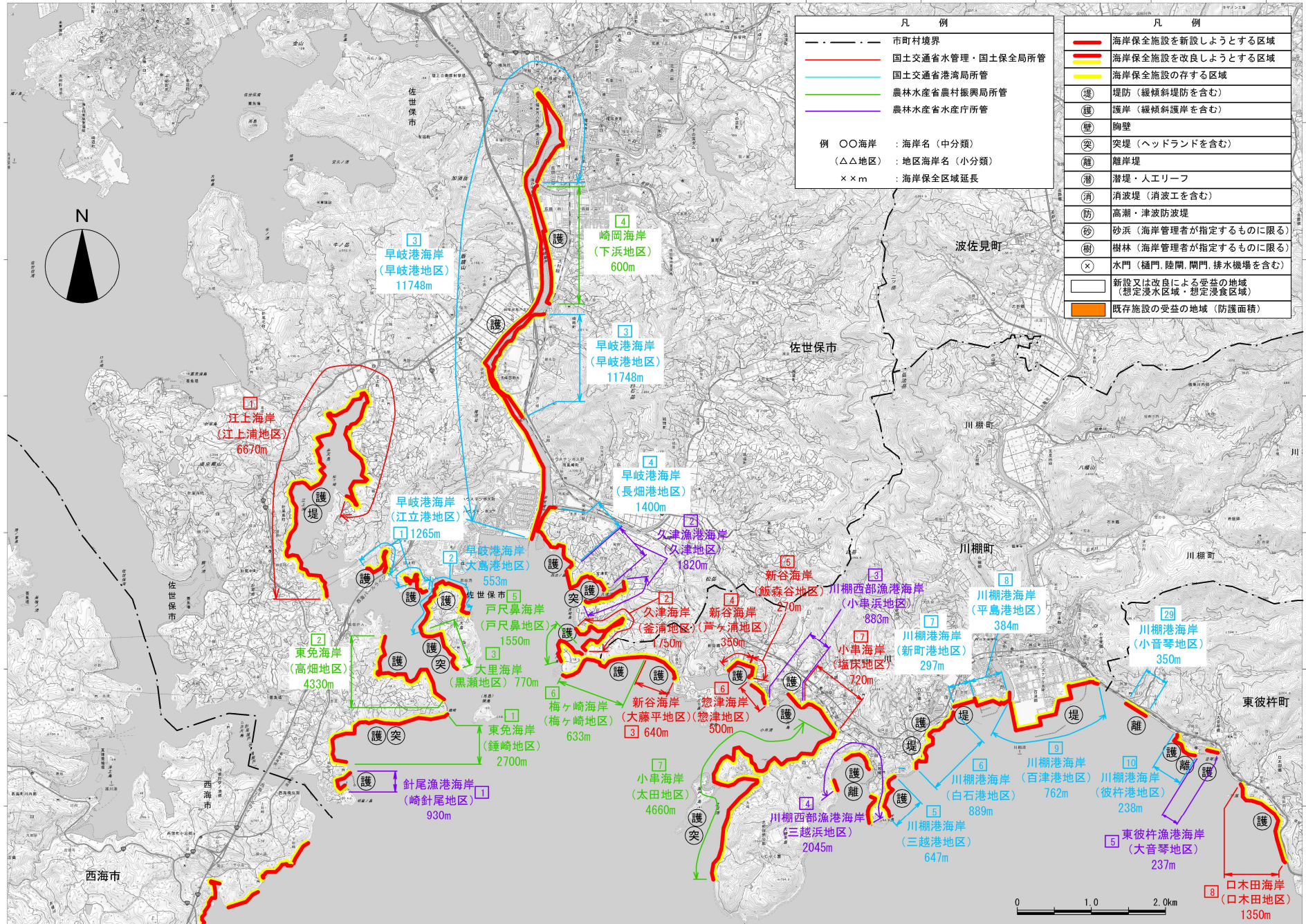
※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	大村市	大村市 (水産庁)	東浦漁港海岸 (東浦地区) 前舟津地区 (大村市前舟津地先)	護岸	○	470m	3.0m	514m	~+2.9m	大村市久原1 丁目の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤	○	2基 160m	2.4m	3基 220m		—		
			木浦漁港海岸 (東浦地区) 東浦地区 (東浦地区) 東浦地区 (大村市東浦地先)	護岸	○	277.3m	1.5~1.6m	277.3m		大村市久原1 丁目の一部	神社 境内	
				護岸	○	569m	3.0m	569m		大村市久原1 丁目の一部	宅地 道路	
9	諫早市	諫早市 (水産庁)	喜々津漁港海岸 喜々津地区 (諫早市多良見町木床地先)	護岸	○	358.0m	+1.7m	358.0m	~+2.8m	諫早市 多良見町 木床 の一部	宅地	
10	諫早市	諫早市 (水産庁)	伊木力漁港海岸 元釜地区 (諫早市多良見町舟津地先)	護岸	○	167.0m	+2.25m	167.0m	~+2.6m	諫早市 多良見町 舟津 の一部	宅地	
11	時津町	時津町 (水産庁)	子々川漁港海岸 子々川地区 (時津町子々川郷地先)	護岸	○	504.4m	3.0	504.4m	~+2.1m	時津町 子々川郷 の一部	山林 農地	
				護岸	○	462.2m	1.4	462.2m		時津町 子々川郷 の一部		
				離岸堤	○	2基 110.6m	—	2基 110.6m		—		
12	西海市	西海市	白浜漁港海岸 白浜地区 (西海市西彼町 八木原地先)	-	-	-	-	-	-	-	-	

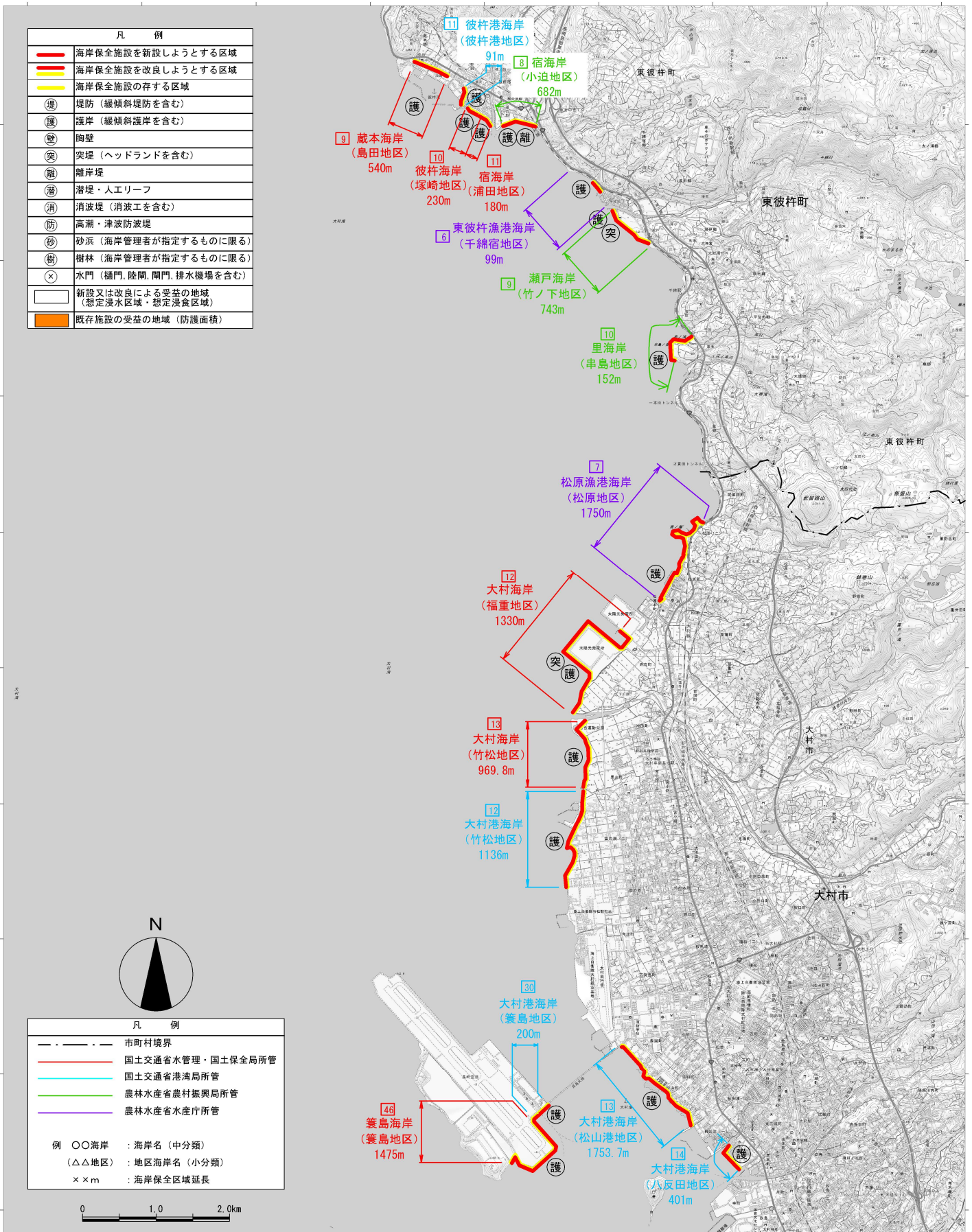
※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設
 ※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

図-3.2 海岸保全区域の指定状況（大村湾沿岸）（1）



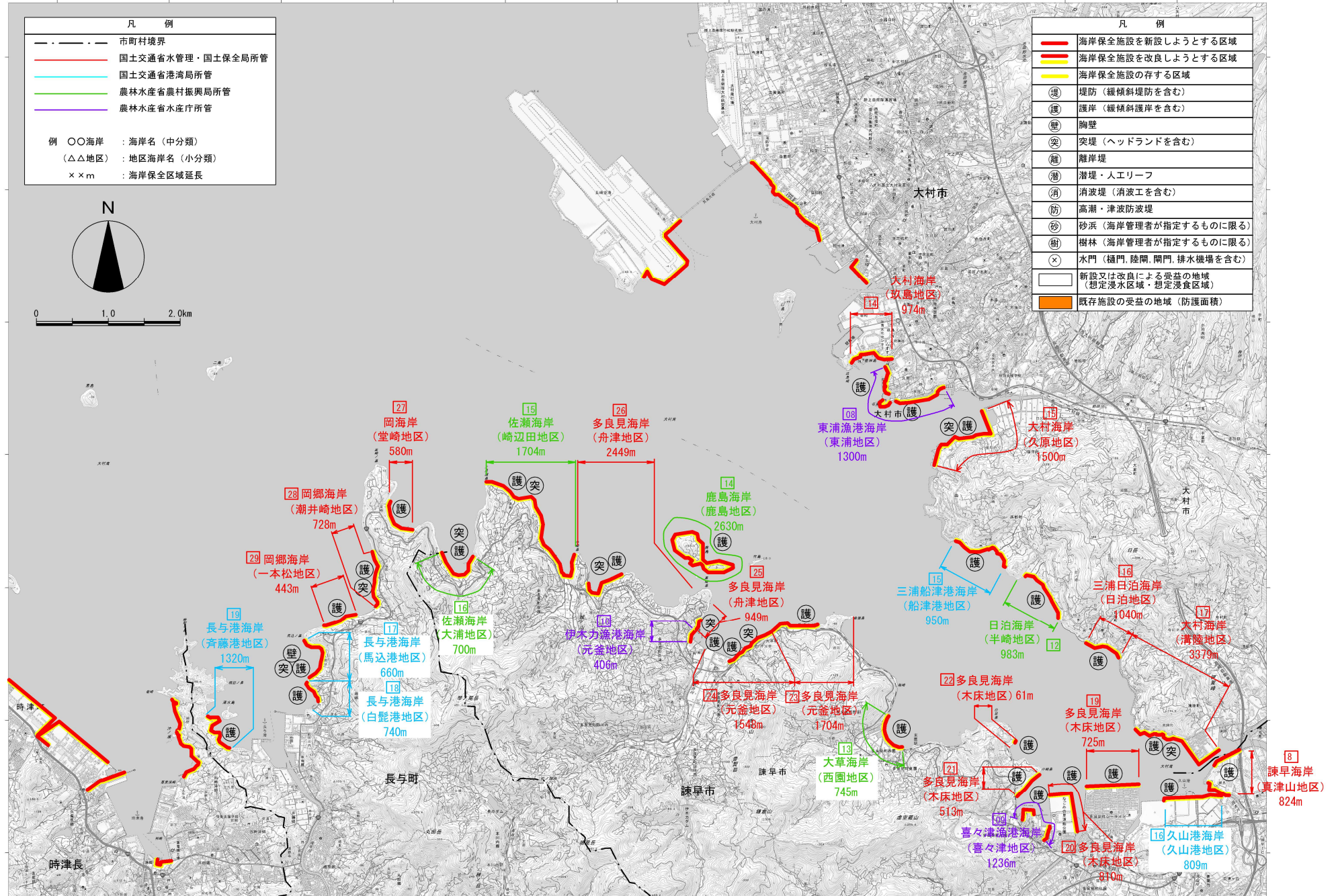
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf515」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図-3.2 海岸保全区域の指定状況（大村湾沿岸）(2)



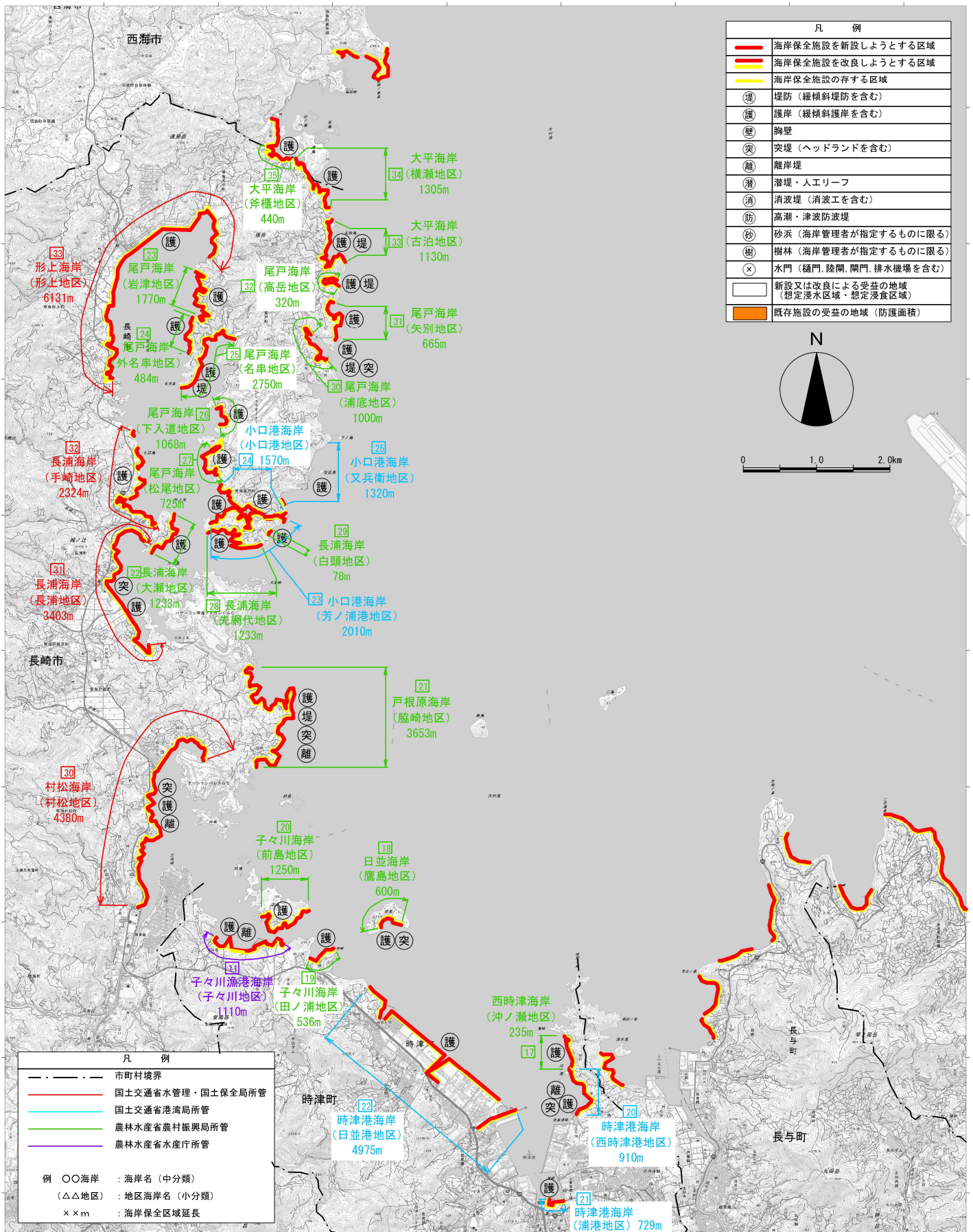
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf515」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図-3.2 海岸保全区域の指定状況（大村湾沿岸）（3）



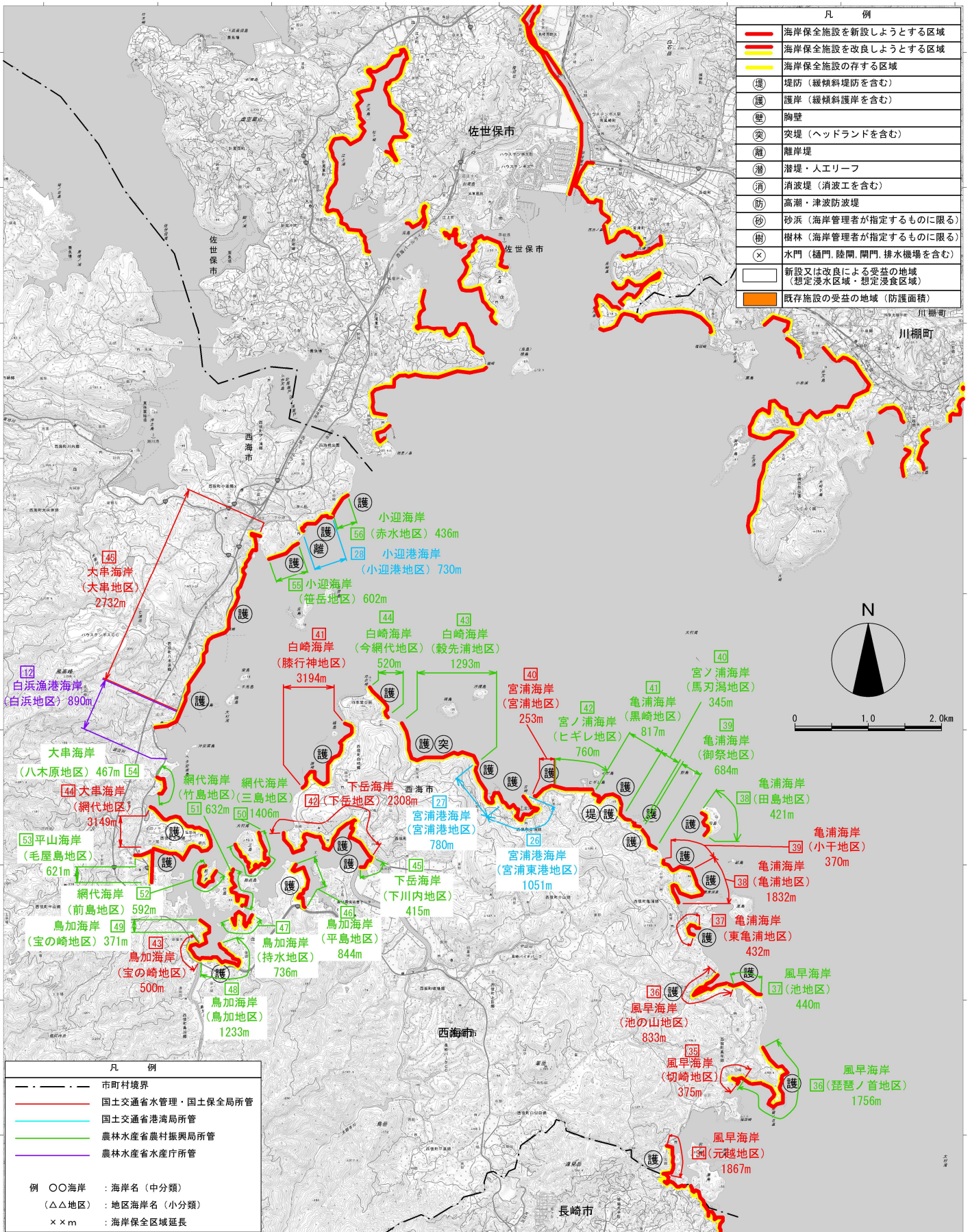
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf515」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図-3.2 海岸保全区域の指定状況（大村湾沿岸）（4）



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf515」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図-3.2 海岸保全区域の指定状況（大村湾沿岸）(5)



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHF515」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

第IV章 海岸保全に関するその他の重要事項

1. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

大村湾沿岸は総延長 313km、隣接する関係市町は 5 市 4 町に及び、本計画策定区域に関する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

イ. 関連する諸法

・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法砂防法、社会資本整備重点化法等

・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法等

ロ. 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長崎県長期総合計画、関連市町村総合計画等）
- ・ 長崎県環境基本計画、市町環境基本計画、大村湾環境保全・活性化行動計画、

2. 関係行政機関との連携調整

本海岸保全基本計画策定並びに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町（諫早市、大村市、佐世保市、西海市、長崎市、時津町、長与町、東彼杵町、川棚町）

ロ. 長崎県（水産部漁港漁場課、農林部農村整備課、土木部港湾課等）

3. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じて提示するなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる施策

- ・ 対象市町村の住民、行政担当者のアンケート調査
- ・ 公聴会の実施 等

ロ. 情報公開

- ・ ホームページの開設
- ・ パンフレットの配布 等

ハ. 行政と地域住民やNPOとの連携を図るシステムづくりの推進

4. 調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

5. 計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容について、適宜見直しを行うものとする。また、気候変動の予測には不確実性が伴うため、関係機関と連携したモニタリングによる気候変動の発現状況や最新の知見、最新の予測結果をもとに防護水準等を適宜、見直すこととする。